

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和6年3月6日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 鈴木 勝利

2番 伊藤 知子

3番 藤田 尚美

4番 磯山 和男

5番 池辺 己実夫

6番 甲斐 徳之助

7番 塚原 正彦

8番 柳井 哲也

9番 遠藤 憲子

10番 大森 和夫

11番 加藤 政之

12番 出澤 大

13番 山本 伸子

14番 小松崎 伸

15番 水梨 伸晃

16番 伊藤 裕一

17番 杉森 弘之

18番 須藤 京子

19番 黒木 のぶ子

20番 高嶋 基樹

21番 諸橋 太一郎

22番 石原 幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和6年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和6年3月6日（水）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、3番藤田尚美議員。

〔3番藤田尚美議員登壇〕

○3番 藤田尚美 議員 おはようございます。

公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、牛久のこれからの学校教育について伺います。

初めに、就学前教育についてであります。

小学校に入学したばかりの児童が落ち着かず、授業についていけず、心理的ストレス等から不登校になる児童がおります。こうした状況は、いわゆる小一プロブレムと呼ばれておりますが、その原因の一つに、保育園や幼稚園と小学校とのギャップの大きさがあると言われております。文部科学省では、学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境は問わず、全ての子供に対して格差なく、質の高い学びを保障する幼児教育スタートプランの実現に強力に推し進めております。牛久においても、実現に向け取り組んでいると思います。保幼小連携の推進や幼児教育センター機能の整備など、就学前教育について教育大綱にうたっておりますが、さらなる充実に向け、どのように考えているのかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 牛久市は、県内44市町村の中でも先進市の一つであり、保幼小連携協議会や接続に向けた研修会も充実し、幼児教育アドバイザーも専門職を配置しております。

今年度は、文部科学省の「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」を活用し、幼児教育施設と小学校の接続についての指導助言、専門家による巡回相談の充実等につなげることができています。

来年度に向けては、機能をさらに充実させるために、保育課の幼児教育指導員2名を幼児教育センターのある指導課所属に変更し、幼児教育アドバイザー3名の体制にしていきます。

議員ご指摘のとおり、保幼小接続については、お互いの施設を見合い、架け橋期における園児・児童についての共通理解が必要となります。

今後も、教育委員会と保健福祉部で連携しながら、保育者や小学校教員を対象とした研修等を実施し、牛久市の幼児教育の質の向上と幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 幼児教育アドバイザーが保育課からということで3名となり、体制が強化となり、円滑な接続を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、学びの共同体であります。

牛久市は、10年以上前から学びの共同体による一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりに取り組んでまいりました。この学びの共同体は、共同的な学びでじっくり考えないとすぐ答えが出ないような質の高い課題に対して、子供たちがグループになったり、ペアになって、友達と解決に取り組んでいきます。安心と夢中の学校づくりをしてきましたが、この学びの共同体は牛久市の教育の柱として取り組んできております。

今後、この学びの共同体の方向性についてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 「学びの共同体」に関しては、現行学習指導要領とその解説の趣旨に沿ったものであるかを、教師の負担という面も考慮して検討を重ねてまいりました。その結果、市として推進していくのは難しいとの判断に至りました。

今後は、学習指導要領の趣旨の実現をはかるとともに、牛久市の児童生徒が未来を前向きに生きるための資質・能力を身につけるため、ICT教育と個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、取組を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 今まで推進されてきた学び合いの授業形態について、学習指導要領とその解説の趣旨に照らした結果、推進の継続は困難であるとの認識でした。

次に、不登校対策について伺います。

全国の小中学校で不登校の児童生徒が急増している中、文部科学省は昨年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとのCOCOROプランを発表いたしました。このCOCOROプランでは、学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、スペシャルサポートルーム等の設置促進、1人1台タブレットを活用し健康観察を行う取組も盛り込まれております。

今回のCOCOROプランでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して保護者を支援すると明記されました。不登校の子供を支援していく上で、その保護者も支援していくことは大変重要であると思います。

今年度、牛久市において教育委員会の主催で不登校児童生徒の親の会が開催され、多くの保護者が参加され、次回も行きたいとの声も上がっております。不登校対策として、成果と今後の対

策を伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 不登校対策の成果としましては、教育センターきぼうの広場での手厚いサポートにより通所者の登校復帰の割合が高くなっていることです。県平均は各年度とも3割半ばですが、牛久市は令和4年度73.9%、令和5年度も11月現在で、53.1%となっております。これは、きぼうの広場内で、児童生徒に寄り添った面談や学習支援をはじめとして、学校への巡回相談や家庭訪問が実を結んだものと思われまふ。もちろん登校復帰が目的ではなく、社会的自立に向けた支援が重要であることは論をまちませんが、児童生徒が自ら学校に行く気持ちになったことはうれしいことです。

今後は、担任が児童生徒と面談する時間の確保をし、困りを把握するとともに一人一人の特性や実態を適切に捉え、可能性を伸ばすよう対応してまいります。

加えて、1人1台タブレットを活用した心の健康観察の市内全校への導入を考え、悩みを抱える子供の早期発見や不登校を未然に防止し、個に応じたきめ細やかな対応に生かしていきます。

また、児童生徒の心の安定のためには、保護者への支援も欠かせません。令和5年11月に教育委員会が発行した不登校児童生徒の保護者向けパンフレット等で有益な連携先の情報を発信しながら、保護者と学校とも連携を図れるように取り組みます。

そして、保護者同士の連携も必要です。議員御指摘のとおり、1月に、保護者の支援を目的とした会を開催し、26名の保護者と2つの市内民間フリースクールが参加しました。参加者からは、「同じ悩みを持つ保護者同士で語り合うことで安心することができた」という声が寄せられ、8割以上の保護者から「満足した」「今後も参加したい」という回答が得られました。今後は、運営主体や内容を含め、検討を進めてまいります。

いずれにしましても、教育センターきぼうの広場を支援の拠点として、スクールカウンセラーや民間フリースクール等の選択肢を含め、社会のあらゆる資源を活用しながら、不登校の児童生徒のニーズに合わせて支援していきます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 不登校のニーズに合わせて支援していただけるということで、あくまでも学校に戻すばかりを考えず、社会のあらゆる資源を活用していただきながら、その子に合った支援、居場所を見つけてもらい、学校はそれに対してしっかりと支えていってあげてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、特別支援教育についてであります。

文科省の調査では、小中高の特別支援学級や通級指導教室などに通う特別な支援を受けている児童生徒が、平成5年から令和2年の27年間で10倍以上増加となっております。

また、小中学校の通常学級にも発達障害の可能性があり、特別な支援を必要とする児童生徒が8.8%いることが推計されています。

教育現場全体に特別な支援を必要とする児童生徒が増えている中で、特別支援教育を担う先生の専門的な知識が不足しているという課題があります。文科省は、全ての教員が特別教育に関す

る理解を深め専門性を持つことが今後不可欠とし、教育現場全体の意識改革を求めています。

本市において、専門的な立場から助言等を得ることを目的とした特別支援教育アドバイザーを考え、または全ての教員が特別支援教育を学べる仕組みの考えについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 議員御指摘のとおり、教員が特別支援教育に関する理解を深め専門性の向上に努めることは、喫緊の課題と認識しています。

そこで、牛久市では、令和6年度より次の2点に取り組んでまいります。

まず1点目は、地域全体の特別支援教育の向上を図る体制整備です。茨城県の特別支援教育推進体制充実事業を活用し、各学校の特別支援教育コーディネーターを構成員とする推進グループを設置します。定期的に会議を開催し、県立特別支援学校の専門的支援を受けながら、各学校の課題を共有し、解決のための組織的な対応を進めていきます。それにより、所属教員の特別支援教育への理解を深めていきたいと考えています。もちろん、茨城大学から特別支援教育の専門家を招聘する研修については令和6年度も継続し、専門的な助言・指導を得て、具体的な支援につなげていきます。

2点目は、全ての教員が特別支援教育を推進する仕組みとして、特別支援教育ソフトの導入です。導入する利点は主に3つあります。1つ目はチェックリストを活用して、子供の得意なところや苦手なところを多面的に把握できることです。2つ目はチェックリストを基にしたアセスメントで、個別最適かつ具体的な支援計画・指導計画を作成できること、3つ目は適切な教材等が選択できることです。これらの機能を活用することにより、経験の浅い教員も指導・支援の幅を広げることができ、子供一人一人の適切な学びへつなげることができると考えます。令和6年度は、各中学校区の小学校1校にトライアル導入し、効果について検証していく予定です。

このように、今後も特別支援教育の充実に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 学校は未来の社会の縮図だと考えます。通常学級にも、障害と認定されなくても支援の必要な子は増えております。どんな子でも一緒に学べる場を整備していくことが互いを尊重し、一人一人の能力を発揮できる社会への道しるべになれるよう、全ての教員が特別支援教育のソフトを導入して、その効果を期待しております。

また、この特別支援教育においては、保幼小の先ほどの就学前教育の中でもありましたが、この保幼小の連携の中で特別支援学級になるような、発達障害をお持ちのお子様とか、その保育と教育の情報共有というところでも、この力を入れていただけるソフトを導入しての効果を期待しながら、その情報共有もしっかりと図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、カームダウン・クールダウンスペースの設置について伺います。

カームダウン・クールダウンは、発達障害や知的障害、精神障害、認知症など、光や音、人混みや周囲の視線が苦手な方が、このエリアや部屋に入ることによって気持ちを休ませ落ち着かせることができるスペースであります。

非日常的な慣れない場所で、すごく不安になってしまって気持ちが焦ってしまったり、パニックになりそうなとき、発達障害のある子供や人がこの部屋の中に入ると、気持ちを落ち着かせることができるカームダウン・クールダウンエリアでございます。

カームダウン・クールダウンには、カームダウン・クールダウン室とカームダウン・クールダウンスペースの２種類があります。カームダウン・クールダウン室は、独立した部屋で音や光を遮断することができます。カームダウン・クールダウンスペースは、簡易的に造られたスペースでカーテンやパーティションで仕切られております。どちらも同じピクトグラムを利用します。こちらのマークでございます。このピクトグラムは、２０２０年５月に日本産業規格ＪＩＳとして認定されました。カームダウン・クールダウンスペースの事例は、空港や競技場のほかにも以下のようなものがあります。

京都市立芸術大学では、学生や教職員が感覚刺激に過敏なときや、気分が落ち込んだときに利用できるカームダウン・クールダウンスペースを設置しています。このスペースは図書館の一角にあり、カーテンで仕切られています。中にはソファやクッション、本やおもちゃ、アロマディフューザーがあります。利用者は、図書館の受付で声をかけるか、予約システムを利用して入ることができます。

また、さいたま市立浦和図書館では、図書館の利用に不安や困難さのある方や感覚刺激に敏感な方が安心して利用できるカームダウン・クールダウンスペースを設置しています。このスペースは図書館の１階にあり、パーティションで仕切られております。中にはソファやクッション、イヤホンなどがあります。利用者は図書館の受付で声をかけます。

大切なことは、物ではなくエリアであります。このエリアは椅子とパーティションでもつくれます。今まで諦めることしかできなかった発達障害のある子供や人、その家族にとって、このカームダウン・クールダウンが大きな希望となって、その子の、その人の可能性と世界を広げるのだと考えます。

そこで、公共施設として庁舎、生涯学習センター、図書館にカームダウン・クールダウンスペースを設置し、発達障害のある人が必要とするエリアを表す案内用図記号の、先ほども提示しましたがピクトグラムを周知し、優しいエリアを考えていかれたらと思いますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 公共施設のうち、庁舎についてお答えいたします。

様々な目的をも持って来庁される市民の皆様が、その目的を達成するための過程に必要な施設を設置することの必要性は、十分認識しております。

当該スペースの目的・規格などを勘案し、庁舎内で設置可能な場所を検討してまいりたいと存じます。あわせて、当該スペースを、必要な方が、必要な時に利用いただけるよう、ピクトグラム掲示による周知も進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 文化施設に関してお答えいたします。

各生涯学習センターでは、これまでも授乳や体調が優れない等の理由により、個室空間が必要なお客様に対し、空調が効きプライバシーが保たれる応接室等を御利用いただいております。

したがって、カームダウン・クールダウンスペースにつきましても、これと併せ、対応することが可能です。窓口にピクトグラム等を掲示し、必要な方がいつでも窓口に声かけできる体制を分かりやすく周知することで、安心して御利用いただけるよう柔軟に対応して参ります。

中央図書館でも同様に、1階の「点訳朗読室」を御利用いただくことが可能です。この部屋は、本来の用途である対面朗読、点訳資料や録音図書の作成のほか、授乳室としても御利用いただいておりますが、これに併せ、ピクトグラムを掲示して、カームダウン・クールダウンスペースとしても御利用いただけるようにしてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 公共施設等にピクトグラムを周知していただけるということで、安心してその場所にその当事者の方が行けるということは本当に優しいまちになるのではないかと私は思います。

次に、学校施設においても光や音などの感覚の刺激を遮断することで、ストレスを軽減や感情が高まったときにも元に戻る落ち着くエリアがカームダウンと言われ、他害行動も予防できます。合理的配慮として設置が広がっている状況でもあります。空き教室や空間を利用して、気持ちを落ち着かせるカームダウンを設置したらどうかと考えますが、学校で同じ空間を共有し続けることに負担感を感じていらしたり、疲れてしまったりする生徒が一時的に刺激の少ない空間で自分を落ち着かせられるような対応はされているか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 現在、学校では合理的配慮の観点からカームダウン・クールダウンのエリアを設けています。

例えば、視覚刺激に敏感で疲れた児童生徒には、パーティションで区切った暗めの空間を用意したり、感情が高まった児童生徒には、自分を取り戻すスペースや時間を設けています。

近頃は、児童生徒から「1人になって落ち着きたい」等の申出があることもあります。空き教室の有無や人的配置等の課題もありますが、そのときは、できる限り対応したいと考えております。

必要な時に、空間や方法を選択して自分を落ち着かせるスキルを身につけることは、子供たちの社会的自立を考えていく上でも大切なことです。

今後とも、一人一人の特性に寄り添い、意見を尊重しながら、適応への方策を考えてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 空間はあるということで、またその中で自分を落ち着かせるスキルを

身につけることは大切であると私も思います。そのために、学校にもこのような図記号を、その部屋に、部屋の前に、空間の案内として、このピクトグラムの表示を示してあげることも、その子自身がその場所に行けば気持ちが落ち着けるというような、安心にもつながると考えますので、また学校への配慮の仕方も御検討をよろしくお願いいたします。

次に、災害時の対応としても考えていくことは大切だと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 牛久市避難所運営マニュアルにおいて、避難所内に原則、救護スペースを設けることにしております。災害時において、カームダウン・クールダウンスペースの設置が必要と見込まれる場合には、救護スペース内に市で備蓄しております、各種テントや各種パーティションを設置し、対象となる方が落ち着くスペースを提供できるようにしていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 私も避難所運営マニュアルを読ませていただきました。その中の救護班のところに、避難所において障害者や高齢者が生活する上での障害をできる限り取り除くと文言があります。このマニュアルに、まずピクトグラムのマークを表示すること。また、障害者だけではなく、障害児も含め追記し、市民への周知が大切だと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 マニュアルの内容として、より具体化されるということは好ましいことかと思います。前向きに検討させていただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 それでは検討をしていただくということで、当事者の身になって検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、動物愛護精神の普及について伺います。

動物は、飼い主の生活に潤いと喜びを与える存在であり、家族の一員とも言えるような深い関わりを持つに至っております。一方、動物の飼養を安易に考える人も増加してきており、動物の遺棄や虐待、不適切な飼養管理に伴う近隣への迷惑行為など、様々な問題が発生しております。

そこでまず、市としての取組を伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

市では、飼い主がいない猫が繁殖するのを防ぐため、不妊・去勢手術費用の助成を行っております。

牛久市が任命する動物との共生協力員が市と連携して現場に入り、猫を保護し、市内の獣医師の協力を得て手術を行ったものに対して助成を行うもので、令和4年度が112件、令和5年度は12月末現在で90件の助成を行っております。これにより相当数の不幸な猫の繁殖を未然に防ぐことができました。

また、昨年8月下旬には中央図書館において動物愛護に関するパネル展示を行い、動物愛護の

意識醸成に努めました。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、行政、飼い主、地域住民、市民ボランティア、獣医師などが共同して市民の実情に根差した知識や見識により、人と動物の共生するまちづくりの実現を目指していくために、牛久市動物愛護協議会の設置の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 近年、近隣市町では行政が関わる形で動物愛護協議会を設立し、活動を行う自治体が6団体あります。牛久市で協議会を設立することになれば、これまで市と共生協力員が1対1で連携し進めてきた犬猫の保護活動について、協議会が主体的に調整の役割を果たし、構成員同士が横の連携をしながら分担し、効率よく進められるようになることが期待されます。また、保護した猫の一時預かりや譲渡までの流れができると、さらに問題の解決につながります。

市としましては、主体的に活動ができる協議会の設立にはメリットが大きいと考えますが、協議会という名のとおり、一つの団体だけではなく、共生協力員をはじめ、動物愛護団体、市内獣医師、地域住民など、協議会の趣旨に賛同する皆さんに参加していただいてこそその協議会であると考えますので、今後、それぞれの御意見を伺いながら進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 行政が事務局となる、この動物愛護協議会ではありますが、この協議会は期待はあるという御答弁でした。御意見を伺っていくことも分かりました。

それでは、いつまでに意見をまとめ、結論を出していくのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 それぞれの御意見を伺いながらということにはなりますが、なるべく早い段階で結論を出していきたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 なるべく早い設置に向けて尽力していただけることを要望いたします。

次に、飼い主不明の犬猫の問題を解決するためのお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 現在、市内での動物に関する相談としては、犬に関しては飼い主のマナーの問題、猫に関しては飼い主のいない猫が繁殖してしまっていて困っているという問題が多く寄せられます。

猫の問題に関しては、放っておくとますます繁殖して大きな問題となってしまうことから、市ではこの問題に絞って解決するために「牛久市飼い主のいない猫の去勢及び不妊手術費助成事業実施要綱」を定め、動物との共生協力員を任命し、連携しながら、猫の保護、不妊・去勢手術の

実施、譲渡先を探すなどの支援を行って問題の解決につなげてまいりました。

現在8名の共生協力員に活動していただいておりますが、動物愛護協議会のような集まりの中で横のつながりを持って、主体的に活動していただくことで、猫等の保護活動はもとより、それ以外の部分においてもより一層活動の幅が広がるものと考えます。

また、保護する猫や犬の譲渡先がなかなか見つからない問題に対しても、協議会のネットワークから愛護団体等を通じて譲渡につながりやすくなるのではないかと期待しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 協力員や団体の方たちの声で一番の困り事は、譲渡が見つかるまで、この保護した後の一時預かりが非常に困っている。1軒のお宅で10匹以上保護して生活を共にしている御家庭、保護団体でもおります。その中で、今答弁の中でもありました繁殖が非常に、井ノ岡、地域出させていただいたんですけれども、13匹以上いるって、その声に団体協力員は現地向かい保護します。そこでエイズ検査をしたりと、その猫ちゃんに寄り添っている現実があります。しかし、その後なんですね、その後、預かり先がなかなか見つからず、そこまで行き着くんですけれども、その以降が困難を抱えている団体協力員の方がおられておまして、その方たちの声にはシェルターを市で造ってほしいという大きな要望が届いております。お考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 保護、一時預かりに対してのシェルターといったお話なんです、今すぐ設置しますといった答えはなかなか難しいとは思いますが、他市の状況を見ながら、先進市が県内にどこにあるのかちょっと存じ上げませんが、ちょっと調べまして状況を確認しながら方向性を出せればというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 市長の方向性がいつ出るか分かりませんが、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、動物愛護を学ぶ教育をされているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 学校において動物愛護に直接関係する教育は行っておりません。しかし、それに関連する事柄について小学校では、主に生活科と道徳の授業で行っています。

小学校1、2年生の生活科の目標には、「動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命を持っていることや成長していることに気づくとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとする」と明記されています。学校によっては、ウサギなど身近に生息している動物を飼育することで、どんな動物も生命を持っていることや成長していることの尊さに気づくとともに、親しみをもちながら大切に育てる態度を育成しています。

また、道徳においても、内容項目「生命の尊さ」や「自然愛護」において、身近な動物に優しく接しようとする心情を高めたり、かけがえのない生命を尊重する心情を育てたりしています。

中学校では、主に総合的な学習の時間において動物愛護に関連する学習を行っています。

例えば、牛久南中学校の１年生は、市内で保護猫運動に取り組む団体に寄付するために、廃棄されるものを生かし募金活動を行うなど、動物愛護に努めています。

また、下根中学校の３年生は、「殺処分ゼロの実現を目指して牛久市は何ができるか」というプレゼンを環境政策課職員に提示し、犬や猫を飼い主が責任を持って育てるとともに、行政も犬や猫の去勢・不妊治療の助成等を手厚くする必要性を訴えました。この発表を聞いた環境政策課職員からは、「牛久市でも犬猫の去勢・避妊手術費の一部または全部を助成している」などの助言をもらうなど、動物飼育について自分事として考える機会を得ることができました。

今後も、児童生徒が生き物へ親しみをもち、生命の尊さを実感できるような教育に取り組んでまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○３番 藤田尚美 議員 次に、オリジナルチケット袋の作成についてであります。

これは、つくばみらい市で配られたエチケット袋でございます。昨年は５００枚作り、ある公園の周辺地域を限定して配布されたとのこと、次年度は地域を変えて配布予定であるとも伺いました。もちろん袋を作らなくても各自マナーを守って行動していच्छゃると思います、大変印象的なバックは持ち歩いていただければ、牛久市の動物愛護の気持ちを積極的に伝えることができると思います。ペットの飼い主同士では、会話が弾んでマナー向上に一層つながると思います。また、ペットを飼っていない人にもマナーを守っている飼い主なんだと言葉を交わさなくても好印象であると思います。

以上、幾つも効果があり、地域にペットと人が幸せに暮らす温かい気持ちが広がると考えますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 つくばみらい市のエチケット袋については、つくばみらい市からサンプルとして頂いております。

犬のふんの問題に対する飼い主のマナー向上という点で、犬の散歩をする際にみんなが手に持ってマナーを意識していることを共有できるものとして、とても有効な手段だと感じます。

また、これを持って散歩し、周りからマナーを守る飼い主だと見られることで、ふんの処理以外にも様々な点でよい飼い主になろうという気持ちが生まれるのではないかと考えられます。

しかし、このようなエチケット袋を作成し配布するためには、費用がかかることから、今後作成した市等に状況を確認しつつ、作成について検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○３番 藤田尚美 議員 それでは検討のほどよろしく願いいたします。

次に、行政サービス向上の取組についてであります。

本市の人口に対しての職員は1人当たり約233人。一方、近隣自治体でよく比較される龍ヶ崎市では1人当たり約174人、TX沿線自治体の守谷市では1人当たり約159人となっております。

この数字から見て分かるとおり、本市職員1人当たりの業務負担は大きく、業務内容も多岐にわたることから、課によっては就業時間内に業務を終わらせることが困難な状況にあることが予測されます。職員個人の力量のみで対応するには限界があり、慢性的に時間外労働をせざるを得ず、連日業務に追われる職員は疲弊しているとの声も聞こえてくるところであります。

今年度の職員採用試験においては、昨年7月に第1回目、9月に第2回目が実施され、現在第3回目の採用試験が行われておりますが、職員の確保に当たり、現状の採用状況をお伺いいたします。

また、市長の所信表明にもありましたが、市役所業務の圧倒的なマンパワー不足を解消するため、業務効率を上げる手段として業務のDX化を推進し、窓口での待ち時間がゼロとなるよう調整していくとのことでありましたが、その取組はどのような状況であるか、併せてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 藤田議員の質問にお答えいたします。

今年度の職員採用試験の状況でございますが、第1回目における採用内定者が10名、第2回目が23名、合計33名が内定しております。職種の内訳といたしましては、事務（上級）が24名、事務（初級）が5名、事務・障がい者（初級）が2名、保育士（初級）、学芸員（上級）がそれぞれ1名となっております。なお、現在第3回目の採用試験を実施しており、保健師や臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職の採用を予定しています。

また、マンパワー不足を解消するための業務DX化の推進についてですが、RPA等の業務効率化ツールを導入し、窓口の待ち時間の解消等、導入効果の高い業務を選定して予算を確保し、業務フローの見直しを行いながら改善に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 次に、職員不祥事を教訓とする職務の意識向上について伺います。

昨年10月に記者会見を行った使途不明金問題による職員不祥事は、市政に対する信頼を大きく失墜させるものであり、本市にとって大変残念でならない事案でありました。今後、このような不祥事を二度と起こさないためにも、職員の職務に対するさらなる意識の向上は必要不可欠であると感じております。新しく採用される職員の公務員としての自覚と責任の保持に努めるとともに、現職を含めた職員の公務員倫理の徹底や業務を遂行する上での規範遵守は大変重要であると考えております。

次年度は例年よりも職員研修に関する予算が多く確保されておりますが、どのような内容で実施するのかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 御指摘のとおり、職員の公務員としての自覚と責任の保持、また、公務員倫理の徹底や業務を遂行する上での規範遵守は、必要不可欠であると考えております。新規採用職員を対象とし、公務員倫理研修や地方自治法、地方公務員法等の法令研修を実施しておりますが、来年度の職員研修予算としましては、接遇能力の向上を目的とした民間企業研修等への職員派遣を予定しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 答弁の説明どおり研修内容は把握できましたが、なぜその研修を実施するのか、実施する狙いは何なのか、お伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 こちら研修を実施する狙いとしてしましては、職員個々の業務能力の底上げ、業務に対するモチベーションの向上を目的として、広い視野を持って多角的に行政運営に携わることができる人材の育成に取り組むということを目的としております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 藤田尚美議員。

○3番 藤田尚美 議員 以上で一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で3番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時47分休憩

午前10時55分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番加藤政之議員。

〔11番加藤政之議員登壇〕

○11番 加藤政之 議員 皆様、改めましておはようございます。

会派市民クラブ、立憲民主党、加藤政之です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大きく分けて1つ目の質問、行政区の役割と持続可能な行政区運営について質問します。

近年、御近所付き合いといった地域コミュニティが希薄になる中、行政区が担う役割として、地域活性化や安全・安心な住みやすいまちづくりという点において行政区は重要な役割を担っていると考えます。

また、万一の災害時などにおいては、日頃の地域の連携が重要になり、行政区が担う役割は決して小さくはありません。

現在、行政区への加入率は全体で65%前後と推移していますが、行政区加入者の高齢化が進

んで様々な課題が浮き彫りになってきております。また、市外からの流入世帯への行政区への周知においても課題が残ります。現役世代が行政区の活動を仕事同様に重要視すれば、日本経済はシュリンクしてしまい、また、朝早く牛久を出て夜遅く帰ってくるという、いわゆる仕事人間の生活を現役世代に送っていると、定年退職した後に地域とのつながりが希薄で巣籠もりになってしまい、体力が落ちてしまうなどのジレンマがあります。定年退職した後の地域とのつながりを最低限築いておくためにも、現役世代のうちから仕事に支障が出ない範囲で行政区の活動に参加することが重要だと考えます。そのためには、行政区の活動に対する行政の協力が重要になってくると認識しております。

そこで質問です。行政区が担う役割について、本市としての考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 加藤議員の質問にお答えいたします。

行政区とは、一定の地域に住む人たちが、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、自治活動を柱として、住民の連帯意識の向上に努めている団体です。

牛久市にとって行政区は、地域コミュニティーを通じたまちづくりを目指し、市と市民との緊密なる情報共有及び円滑な市政運営を図るためのパートナーであると考えております。行政区は、地域の住民がコミュニティー活動の主体となり、地域交流を促進していくうえでは欠かせない存在であります。

一例を挙げますと、行政区集会所を活用した「たまり場」を実施することで、世代の垣根を超えた交流を実現している行政区もあります。

地域の住民同士が、コミュニケーションを活発に図ることができる環境は、お互いに助け合う考え方の中で、まさに近助・共助の意識が向上され、さらには地域の安心・安全を保ち、豊かなまちづくりへの一步に繋がると考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 市長の答弁ありがとうございます。

行政区の役割について本市としての考えを伺いましたが、地域住民の交流の場としてだけではなく、災害時の共助や地域の安心・安全な豊かなまちづくりを支えている重要な団体であるという、本市としての認識は私も同じ認識であります。それと、御答弁の中でもありましたが、パートナーという言葉、市の課題をお互いに解決する重要なパートナーという認識であることから、本市としての行政区に対する積極的なサポートを期待したいと思います。

さらには、県内外の成功事例や課題についての情報が集まる行政が、行政区の旗振り役として、そして地域づくりのプロモーターとしての役割を果たすことで、より時代の変化にスピーディーに対応し、安全・安心なまちづくりにつながると考えております。パートナーをさらに進化させる関係性を求めます。

次の質問に移ります。

行政区加入者の高齢化と役員の成り手不足や負担について質問します。

行政区加入者の高齢化や日本全体での少子化に伴い、本市の人口も2018年、8万5,10

7人をピークに減少が続いており、2045年には8万人を切ることが予想されています。

このままでは、行政区の担い手不足、行政区活動に対する参加者の減少や役員の成り手不足がますます深刻になっていくことが予想されます。

また、現状でも既に役員や班長の実質的な負担が大きいことから、なかなか次の役員が見つからないなど課題が上がってきております。

本市としての役員の成り手不足や負担について、市としての考えを伺います。また、役員の負担軽減について何か行っている取組があれば、把握している範囲で構いませんので、併せて伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 行政区の役員につきましては、各行政区の規則等にのっとり任命されております。しかしながら、役員の成り手不足につきましては、多くの行政区が苦慮する課題の一つであると認識しております。

一部の行政区では、高齢者などの負担軽減のため、ある一定以上の条件の方を役員候補から除外するほか、構成する役員の見直しを行い、行政区全体の事業を縮小するなど、行政区の規模に応じた工夫を凝らしながら、行政区運営を行っていると聞いております。

また、一例として、会費の徴収を口座振込できるよう変更し、集金等を行う班長等の負担軽減を図っている行政区もあります。

市としましては、今後も牛久市区長会と連携し、各行政区が工夫して行っている取組などの情報を共有し、行政区活動の負担軽減を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 本市としましても、役員の成り手不足について多くの行政区が苦慮する課題の一つであると認識しているということで、今後、その役員の成り手不足について、引き続き先行事例をほかの行政区に横展開するとともに、現役世代の方にも仕事をしながら行政区の活動に参加でき、役員の仕事も無理なくできるライフスタイルに沿った誰でもできる仕組みをつくっていくことが重要であると考えます。

そのためには、行政としてのサポートと地域住民の高齢者の方のサポート、2つのサポートが重要になってくると思います。また、地域で若いリーダーを育てるという意識が今後重要であると考えます。

広報紙の配付につきましても、紙媒体で受け取らなくてもよいという人は一定数いることが予想されますので、デジタル化も含めて市としてサポートできることを今後も検討していただきたいと思います。

ただ、行政区のDX化の推進は若い世代を中心に負担軽減につながると考えますが、スマートフォンやパソコンを使用しない方々を取り残してしまうというジレンマもあります。また、個人情報保護の観点も軽視することはできません。行政としましては、このような社会情勢を加味しながら、誰一人取り残さない地域づくりに対して不断的努力をよろしく願いし、次の質問に移ります。

行政区に加入するメリットについて質問します。

行政区に加入していることへの利点が分からないといった声や、先ほどの質問でも触れましたが、役員や班長になることの負担が大きい、子育て世帯や共働き世帯にとっては、そもそも活動への参加時間が取れないといった声があり、行政区に参加しているメリットが分からないなどの意見を耳にすることがあります。

そこで、行政区に加入するメリットについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 市民の皆さんにとっての行政区加入のメリットは、行政区の役割への答弁でも申し上げましたとおり、地域の住民同士が、コミュニケーションを活発に図ることができる環境がもたらされることで、お互いに助け合う近助・共助の関係が構築され、安心・安全な日常生活の一助となることです。

行政区を通じた子供や高齢者の見守り、防犯活動や災害時の近助・共助の活動により、有事の際に信頼できるコミュニティーが構成されていることは、その地域にお住まいの市民の皆さんにとって大きな利点であると考えられます。

さらに、行政区集会所等を用いた様々な地域コミュニティー活動に参加することは、外に出て顔を合わせる機会が増え、高齢者の方の孤立化防止にもつながるほか、登下校や放課後、休日などにおいても子供の居場所が得られるなど、市民の皆さんにとっても、また地域社会全体にとっても、様々なメリットがあります。

牛久市としましては、地域の課題について多様な意見を行政区を通じて、市への要望等をいただくことができ、市民参画の行政運営に役立てさせていただいております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 私自身も行政区に入るメリットについて同じ認識を持っておりますが、メリット自体が浸透しておらず、負担等のデメリットばかりが先行して拡散しているように考えます。また、さらには東京等の大都市を中心に、隣に誰が住んでいるか分からないほうがいいからマンションに住んでいるというプライバシー重視の方も一定数いるのも事実です。プライバシーが高まれば高まるほど地域力が低下し、いざというときの安否確認や助け合いが難しくなってきます。当然、個人の価値観は尊重されるべきことではありますが、大地震等の災害時に、いざというときに助け合える最低限のつながりは、命と暮らしを守るためにも必要不可欠であります。命と暮らしを守るという政治や行政の最大の使命を果たすとともに、災害に強い地域づくりを目指し、その結果として、行政区も発展するという流れが今の時代に必要な啓発活動ではないかと提案します。

次に、行政区に加入する手続について質問します。

各行政区によって加入の仕方に多少の違いはあるかもしれませんが、私が把握している加入手続には、直接区長に電話で問い合わせるか、御自宅に直接行って加入の申込みをするといった方法があると思います。現状での市が把握している加入手続の方法と、私が把握している直接電話や訪問での加入手続以外、例えばEメールなどで申込みができるなどの方法があれば、お示しく

ださい。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 行政区への加入に関する手続については、各行政区の運営により異なりますが、行政区より新規に転入されてきた住民の方へ加入の御案内をさせていただき、加入の申請を受け取る方法が一般的であります。

また、総合窓口課にて転入等の手続を行う際に、併せて行政区への加入について御案内し、個人情報提供書を本人同意の下に提出していただき、行政区長へ情報を共有しておりますので、行政区が新規転入者を把握できない場合御活用いただいております。

そのほか、広報うしくや市ホームページを御覧いただき、行政区に関する問合せがありましたら、市民活動課にて御案内させていただいております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 加入の手続に関しましても、今の時代に合ったメールやQRコードから市のホームページなどのリンクにつなぎ、加入手続できる方法を個人情報保護法の問題はあると思いますが、今後検討していただきたく思います。

現時点でも、各行政区の加入の申込書を市のほうでも管理し、転入者には説明と一緒に申込書を渡すということもできると思います。行政区の加入については当事者の判断となりますが、いわゆる待ちの姿勢から積極的にPRすることにより、区長の負担も軽減されると思いますので御検討のほどよろしくお願いします。

次に、持続可能な行政区運営に対する本市としてのサポートできること。現役世代の加入者数アップに向けた取組について質問します。

冒頭にも述べましたが、少子高齢化や生産年齢人口が減少していく中、若い世代の方々には、ますます行政区に入るということ自体、当然のことと感じなくなっている人が増えてきていることもあり、今後、持続可能な行政区運営には行政としてのサポートが必要になることは明白であると考えます。

市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自分たちの地域のことは自分たちで解決するという、地域の自主性、自立性の認識を持つことはもちろん大事ですが、市民協働のまちづくりとして、特に現役世代の加入者数アップに向けた取組を伺います。

また、行政区に対する補助金の種類についてもお尋ねします。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 現在実施している行政区加入者数アップに向けた取組の一つに、先程も答弁させていただいた、「行政区の加入に関する御案内」及び「個人情報提供書」の提供があります。

また、市内において住宅等の建築により新規転入者が見込まれる場合には、住居建築事業者等へ行政区加入促進に関する御協力を依頼し、行政区について周知を図っております。

ほかにも、既に牛久市に在住されている方への御案内として、自身の居住する行政区の区長について知ることができるよう、年に一度、広報うしく6月1日号へ区長情報を掲載するとともに、

行政区の主な取組についてお知らせすることで、より多くの市民の皆様には行政区について知っていただく機会を設けております。

今後も、牛久市区長会にて、他市町村との情報交換等を目的とした研修を実施していき、他市町村の様々な取組を参考に行政区加入促進を図ってまいります。

市といたしましても、「地域住民相互のふれあいを促進し、地域街づくりの促進を図る」ための行政区運営費補助金や、「地域住民の福祉増進及び地域の活性化に寄与する」ための地域コミュニティ活性化事業補助金などを活用していただき、行政区の費用の面でも負担が軽減されるよう、引き続き行政区運営のサポートをしていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 御答弁ありがとうございます。

区長をはじめ、役員の方には日頃の行政区活動に心から敬意と感謝の意を表します。向こう三軒両隣という言葉あまり耳になくなった昨今、御近所付き合いが薄れた今の時代だからこそ、改めて行政区の活動には大きな役割があり、今後ますます進んでいく少子高齢化の時代に、いかに現役世代の方を働きながらも行政区活動を可能にするか、行政区が担う災害時の重要性を若い方にも認識していただくことで加入率を上げていくことが、今後の持続可能な行政区運営には必要不可欠であると考えます。

自分自身や家族の生活を守るだけで精いっぱい、さらには物価高騰で、とにかく働き続けるしかないといった行政区に関わりたくても関わる余裕がない方々についても、行政区が支え合いや助け合いの機能を有し、誰一人取り残さない社会をつくるためには、なくてはならない組織であることを認識していただく必要があります。余裕がない人にとってこそ一人で悩まず、行政区を通じて地域とのつながりや行政とのパイプ役として活躍できることを周知することが重要であると考え、行政が行政区の旗振り役として積極的に関わり、そのことにより住民自治が進む、安全・安心の牛久市の実現に向けての取組を要望し、次に大きく分けて2つ目の質問に移ります。

昨日、同僚議員からも防災に関する質問がございましたが、私からも地震災害時の飲料水や食料の備蓄と防災シェルターについて質問します。

まず初めに、このたびの令和6年度能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。また、被災者の救済と被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。被災地では、今なお不安な状況が続いておりますが、皆様の安全と一日も早い復興をお祈りしております。

質問に移ります。

令和6年能登半島地震発生から約2か月がたちました。今なお約1万1,000人と多くの方々が避難所生活を送っている中で、地震発生当初に避難所における飲料水、食料が不足するといった事態に多くの被災者から不安の声が上がる事態となっており、想定していた飲料水や食料、その他の備蓄品が十分でない可能性があることを考えると、改めて備蓄品の量が適切であるかどうかの検証が必要であると感じます。

そこで、本市における飲料水や食料といった備蓄品の量について、改めて適切なものか伺いま

す。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 平成30年12月に茨城県が公表した「茨城県地震被害想定調査報告書」が牛久市の地震被害想定となっております。

この報告書では、今後起こり得る7つの地震が想定されており、そのうちの一つ「茨城県南部の地震」では当市における震度が「6強」となっており、当市に最も影響のある地震となっています。

被害想定は発生時を夏季12時、冬季18時、冬季深夜の3つのパターンに分けて、人的被害、避難者、建物被害などを想定しております。

避難者が一番多いと想定される、冬季18時に発生した際、被災当日には避難所、避難所外の総数として5,500人、被災1週間後には8,800人の避難者が発生するとされています。

本被害想定を踏まえますと、当市の備蓄量及び災害協定を締結している各企業や団体からの支援、国からのプッシュ型支援等を考慮しますと、十分な量であると認識しております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 想定している被害に対して十分な量を備蓄しているとの認識であるとの答弁でした。

令和6年能登半島地震が発生してから、その被害の大きさや道路や水道といったインフラやライフラインが壊滅的な被害を受け、復旧支援にも影響しているといった状況からも、しっかりとした被害想定と、それに対する備えを改めて見直すことは大切であると考えます。

次に、本市として災害を想定しての各御家庭での飲料水、食料その他の備蓄をお願いしていますが、その各御家庭での備蓄状況を本市として把握されているのか。災害時に各御家庭での備蓄がいかに重要かの周知について、併せてお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 各家庭での備蓄状況、備蓄量を市としては把握しておりませんが、今後とも市民に対しては広報誌等、様々な手段を用いて、最低3日分の備蓄のお願いをしてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 各家庭での備蓄状況は市としては把握していないとのことですが、実際に被災したときに、各御家庭での備蓄が十分でないといったケースが発生することを考えますと、全体把握は現実的でないにしても、アンケートなどの調査を実施することは重要であると考えます。また、去年の8月から開始している防災アプリケーションのほうでも、定期的に備蓄の重要性を市民の皆様に認識していただく意味でも発信していただけたらと思います。

次に、令和6年能登半島地震において、旧耐震基準と思われる古い家屋が倒壊するケースが多く発生しており、御家庭での飲料水や食料などの備蓄が使えない状況が多く発生しておりますが、そういった場合の想定も今後必要になってくるとは思いますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 「茨城県地震被害想定調査報告書」では、茨城県南部の地震が冬季１８時に発生した場合が、当市における建物の被害が最大になるとされており、建物の全壊・焼失が５４０棟、半壊は１，６００棟、合計２，１４０棟となっております。

当市が備蓄している食料については、建物が全壊・半壊となり、家庭での備蓄を取り出せない方を最優先として配布する考えであり、備蓄量としても十分なものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○１１番 加藤政之 議員 これまで備蓄に関する質問をしてきましたが、１点だけ再質問させていただきます。

更新する備蓄品のローテーションについて、消費期限が迫っている備蓄品などの確認、それと消費期限が近くなった備蓄品をどのようにしているのか、お伺いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 備蓄の消費期限に対する対応ということでございますが、基本的に翌年度に消費期限が切れるものを更新するというような考え方です。具体的に申し上げますと、令和７年度に消費期限になるものを令和６年度中に更新して、１年程度の消費期限は残した段階ですが更新をします。さらに、そういった内容のものですが、例えばミルクやベビーフードなどは健康づくり推進課さんのほうに、あるいは保育課さんやこども家庭課さんのほうに提供させていただいたり、行政区が行う防災訓練のときに提供させていただいたり、また、フードバンクに提供するようなことも実施しております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○１１番 加藤政之 議員 ありがとうございます。

しっかりと更新する備蓄品をローテーションしているということで、備蓄品を無駄にしないということが分かり安心しました。

次に、自主防災組織について。

災害時の自主防災組織は、被害を最小限に食い止めるための応急活動を中心に活動したり、また、復旧復興時には再生に向けた様々な活動を行い、災害時において非常に重要な組織と考えます。

そこで、本市の自主防災組織の状況についてお伺いします。

特に、行政区の組織の中につくられている場合と行政区の組織の外に単独で結成されている場合が全国で見受けられますが、牛久市の状況についてお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 自主防災組織に求められる役割は、「自分たちのまちは、自分で守る」という考えのもとで、地域住民同士の連携による、きめ細やかな防災活動です。

平常時における活動としては、防災知識の広報・啓発、地域の災害危険の把握、防災訓練、防災資機材等の点検整備、保管等がございます。

災害時における活動としては、地域の被災状況の情報収集と伝達、住民の安否確認、消火器等を使用しての初期消火、避難及び避難誘導、避難所の開設・運営、住民の救出・救護等となって

おります。

次に牛久市における自主防災組織の結成状況ですが、基本的に行政区単位で、市内で56の自主防災組織が結成されており、市内における活動カバー率は90.4%となっております。市としても自主防災組織の重要性を未結成の行政区等に対し説明を行い、結成に向けたサポートをしていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 阪神淡路大震災のとき、救助隊に助けられたという人は僅か1.7%という数字が出ています。ほとんどが自力もしくは身の回りの人に助けられたというデータがございます。地域の力を結集することで、より災害に対して強くなるという考えが、今後、より主流になっていくことから、自主防災組織をより多くの市民の皆様知ってもらい、災害に強いまちづくりを目指していただきたいと思います。

また、行政区の中に自主防災組織を結成すると、行政区の加入率にどうしても依存することになります。また、行政区に加入していない方には、非常食を配付しないのかというフリーライダーの議論が出てきます。どのような形の自主防災組織が成果を上げているのかといった情報収集と、牛久市民への情報共有を進めて、さらに安全・安心な牛久市の実現に向けての取組を要望し、最後の質問になります。

毎年多くの地震が発生する日本において、2023年には体で感じる有感地震と体では感じない無感地震を合わせると2,227回もの地震が発生しており、1995年の阪神淡路大震災や2011年の東日本大震災といった人的及び物的被害が発生した大地震は多数発生しており、茨城県南部においても2022年11月9日にマグニチュード4.9、最大震度5強といった地震が発生しており、これらの多くの人的被害が発生している地震が起きている実態があるにもかかわらず、日本においての人口に対するシェルター普及率は僅か0.02%、この場合の0.02%という数字は、いわゆる核シェルターと言われるものの普及ではございますが、国としての防災意識の低さもさることながら、各自治体での防災シェルター導入についての議論もなかなか進んでいないところではございますが、本市としての防災シェルターの導入について御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 防災シェルターについてですが、市では補助制度を設けていなく、市内における設置状況を把握しておりません。

補助制度については、先行して実施している市町村の状況などを踏まえて、今後調査、検討していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 ほかの自治体の先行事例の調査及び検討をしていただけるということで、よろしくお願いいたします。

先週発生した千葉県東方沖を震源地とする地震に対して、政府の地震調査委員会が、今後、震度5弱程度の強い揺れが観測される可能性があるとし、家具の固定など地震への備えを見直すよ

う注意を呼びかけているというニュースがありましたが、この備えの部分についてですが、令和6年能登半島地震を受けて、新年度予算案で防災対策を強化する自治体が多数あります。本市でも防災シェルターの設置を含めまして検討していただけるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で11番加藤政之議員の一般質問は終わりました。

次に、8番柳井哲也議員。

〔8番柳井哲也議員登壇〕

○8番 柳井哲也 議員 うしく未来プロジェクトの柳井哲也です。

大きく2つの課題について質問をしてみたいです。よろしくお願いいたします。

最初の課題でございます。

牛久市の農政についてということで、牛久市はこれまで東京のベッドタウンとして栄えてまいりました。しかし、まだまだ農用地はたくさん残っており、農業で一生懸命頑張っておられる方々もおられます。そこで牛久市の農政について、まず耕作放棄地増加、だんだんしてきておりますけれども、それについて理由をお聞きしたいと思います。牛久市内の耕作放棄地は年々増加しておりますが、執行部は耕作放棄地増加の理由をどのように捉えておられるか、よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

耕作放棄地の増加は、牛久市のみならず全国的な農業の大きな課題となっております。

主な増加の理由は、高齢者の離農、後継者や新規就農者不足など、農業者の減少が大きな原因であり、今後も継続して市と地域が一丸となって取り組んでいくべき課題であると認識しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

今後もブランド化を進めるのかにつきましてですが、牛久市には、うしく河童大根と小菊がブランド化され、市場より高い評価を受けていると聞きますが、このように牛久市産の農産物をブランド化し、高値で取引されることが収入の確保につながり、農業への魅力向上の第一歩であると考えます。

そこで質問です。新たな農産物のブランド化を今後も進めているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 これまで市は、「うしく河童大根」・「うしく河童西瓜」・「小菊」など市を代表する作物に対し、全面的に支援してきたことにより、「銘柄産地指定」や「銘柄推進産地」として指定を受け、ブランド化してきた経緯がございます。

これらのブランド化された農作物は、農業者が一丸となって品質を維持してきたことにより、

議員御指摘のとおり、市場より高い評価をいただいております。

ブランド化により、市の農作物の知名度が上がるだけでなく、支援体制が確立されているため、新たに農業を始めたいという方々が参入しやすくなり、新規就農者の増加、さらには、耕作放棄地の解消につながると考えております。

したがって、今後も引き続き、作付面積や出荷量など条件を満たした農作物は、全面的に支援をしてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 3番目の質問に入ります。

耕作放棄地を防ぐ対策として農地中間管理機構を活用し、農地の貸し借りを進めていくことが重要であると考えます。市は、耕作放棄地の対策として、これまでも農地中間管理機構を活用した農地の貸し借りを進めてきたと思いますが、今後も農業者を確保しつつ、この事業の活用が見込めるのか質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 市では、高齢者の離農などにより、耕作できなくなった農地を荒れてしまう前に次の担い手に貸し付け、また、農地利用の効率化を目的として平成26年より「農地中間管理事業」の活用を推進してまいりました。

令和6年1月末現在で約284ヘクタールを集積しておりますが、集積率は耕地面積全体の22.8%となっており、今後も継続して中間管理事業の活用を推進していく必要があると考えております。

中間管理事業の活用を継続していくためには、新規就農者の増加が必須と考えており、これまでに、同事業を活用して、若い担い手へ約38ヘクタールの農地の貸し付けをしております。

中間管理事業の活用は、新たに農業を始める方々の大きな課題である、「農地の確保」に大変効果的であり、就農しやすい環境づくりに有効な手段であるものと考えております。

今後も引き続き、新規就農者の育成をするとともに、中間管理事業の活用を積極的に進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

4番目の質問に移ります。

牛久特産物を使った加工品の開発についてであります。利益の出る農業を営むには、誰も作っていないものを生産する。直売のように、農家が直接消費者に販売する。生産の拡大を図り、薄利多売の経営を行う。そして、契約栽培により販売単価を固定するなど、農家はいろいろなことを考え利益を出そうとしています。

しかし、これらはどこの農家も取り入れており、差別化を図るのはどうしても難しいのではないのでしょうか。利益を生み出す残された方法は、農産物を加工し付加価値をつけて販売するしか

ないと考えます。牛久市には調理専門学校があり、また、周辺には農業や食品の研究機関もあるすばらしい環境であります。そのような機関と連携し、付加価値の高い商品を生み出せたら、牛久市の農業の未来はとても明るいと思います。

そこで質問いたします。

牛久市が市の特産物を使った加工品の開発をすべきと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 柳井議員の質問にお答えいたします。

牛久産農作物の知名度を上げるためにも、農作物加工品の開発は、非常に有効な手段と考えますが、市が直接開発することは設備や技術的な面から非常に困難であると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、他の農作物との差別化を図り、独自の商品を開発し、付加価値をつけることは、生産者が今後も厳しい環境を生き抜くためには必要不可欠な課題であると認識をしております。

市としましては、加工品の開発・商品化など、新たな取組をしようとする方々に対して、市が、研究機関や市内調理学校などへの橋渡し役を担い、また、積極的に市の農作物をPRし、関係機関と連携して商品化につながるよう支援してまいります。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

ぜひこういう方向に進んでいけたら農業者も頑張ってくれるものと期待しております。よろしく願いいたします。

それでは、大きく2番目の質問に移ります。

若者が牛久市をリードするまちづくりであります。

少子超高齢社会は、私たちの日常生活の様々な場面に大きな影響を与えていますが、特に若者への影響は甚大であると考えます。地域に若者や子供たちが少なくなると永遠に続くと思われた地域のお祭りや各種イベントがなくなり、楽しさや喜びがなくなるばかりでなく、地域文化の継承や濃密な地域での触れ合いも少なくなり、隣近所の助け合いや思いやりまでもが希薄になってしまわないか非常に心配であります。

牛久市において、現在、若者が中心となって地域をリードする場面があるのかどうか。現状について質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 本市の年少人口の推移につきましては、直近の令和2年国勢調査におきまして、総人口84,651人に対し、0歳から14歳までの年少人口は10,844人で、構成比は12.8%となっております。

約30年前の平成2年の国勢調査で見ますと、総人口60,693人に対し、年少人口は12,649人で構成比は20.8%でありました。

平成2年から令和2年の間において、平成12年調査までは、年少人口が65歳以上の老年人

口を上回る状況が続いておりましたが、平成１７年調査におきまして、年少人口と老年人口が逆転し、本市におきましても、全国的な問題となっております少子高齢化が顕著になっております。

また、国立社会保障・人口問題研究所において、昨年１２月に「日本の地域別将来推計人口」が公表され、この推計によりますと、令和３２年には県内４４市町村のうち、４１市町村で人口が減少するとの推計であり、減少する４１市町村の中でも、本市は減少率が９．０％と最も低い数値でありましたが、減少傾向にあることに変わらず、人口は７７，０３４人、年少人口は１０．６％、老年人口は３８．７％になると予測されております。

以上のように、本市におきましても、急激な人口減少等はないものの、少子高齢化がより進む見通しとなっております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○８番 柳井哲也 議員 それでは、防災面では若者の活動はどうなっているかについてなんですけれども、例えば、２０１１年３月に発生した東日本大震災で釜石市立の釜石東中学校と鶴住居小学校が、過去の大津波の失敗を繰り返さないようにしようと、平均週１時間の防災教育を実施し、いわゆるてんでんこを実現するものであります。てんでんこは、地震が発生したら、それぞれがてんでんに高台に避難することであり、子供たちが学校で繰り返し訓練した上で、自分自身ばかりでなく、両親や家族全員にその精神をしっかりと伝え、確認し合うことであります。親は子供を犠牲にしてはならないと、まずは家に戻ってしまったため津波の犠牲になったという過去があり、地震発生と同時に子供は全て高台に避難を始めているという確信があれば、親たちも即避難することができるはずです。子供が学校から家に帰って家族の防災意識を変える役割、子供が中心になって学校で学び身につけたことを、家族や地域の人たちにしっかりと伝えていくという形は優れたものと考えます。

このほか、また、英語を習い始めた子供たちが、外国からやってきている人に対して、日本文化である七夕やひな祭りについて説明をしたら大変喜ばれたという新聞記事を読んだことがありますが、英会話を取り混ぜながら防災対策で活躍してもらおうということも考えられます。

市の考え、防災についてそのようなことが考えられるかどうか、よろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 今年度、神谷小学校、ひたち野うしく小学校、下根中学校の３校において、防災課職員が出向き、防災学習会を実施しております。

本学習会では、実災害を想定し、物資の運搬から荷詰め、段ボールベッドや簡易トイレの組立て訓練を実施しました。

実災害時、避難所にて子供たちに求める役割は文字どおり「力」になることと考えており、それらを体験することは災害に備えるという意味では非常に重要なものと認識しております。また、このような学習会で学んだことを家に帰ってから家族で話すことにより、家族全体で防災に関するきっかけになればと考えております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○８番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

すばらしい試みをやっていると思います。

3 番の質問に移ります。

運動会や体育祭などではどうなっているかということであります。近年、小学校や中学校はコロナ禍の影響もあって、コミュニティ・スクールの関係者以外はなかなか触れ合いの機会がありません。私は、一厚西区に住んでいますが、下根中学校の生徒たちが年に 1 度、行政区に来て奉仕活動してくれます。行政区がやってほしいことを何でもいいですよということで、一厚西区では区長さんがかなり広いコミュニティー公園、この環境整備、中身は枯れ木の片づけとか、除草ですね、草抜きなど、そういうものをお願いし、地域住民と一緒に楽しくやってくれます。年々少子化のため生徒数が減少傾向にあり、また各種イベントがなくなるなど若者が地域で活躍する機会がなくなっているのも、若者と一緒の行動、触れ合いは大好評であります。地域住民と一緒にということであれば、学校の運動会や地域の運動会が連想されます。そのような場面で、若者が地域をリードするような場面はあるのでしょうか。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 小学校や中学校の運動会を始めとするイベントなどにおいては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、以前のような活動をするには厳しく制限されてきました。また、学校の働き方改革も重なり、運動会だけではなく、各種イベントについても参加が減少してきています。

「昔遊び」など地域の方を招いてのイベントを継続している学校もありますが、地域と子供たちが交わることが少なくなっていることは否定できません。

そのような中でも、牛久、岡田、奥野地区の 3 地区のスポーツ交流会、生涯スポーツ推進委員会では、地域のイベント開催のため、地域にお住まいの若い方々にも御協力いただいております。イベント開催時には積極的に活動していただいております。また、各地区の運動会では委員の皆さんが、若年層から高齢者まで幅広い年代の方々に参加していただけるよう毎年プログラムを考えています。その中で、毎年、それぞれの近隣中学校とも協力し、地域と中学生をつなぐことも意識しています。

岡田地区や奥野地区では中学生に放送係をお願いしたり、牛久地区では放送係に加えて、牛久三中の生徒さんに城中太鼓の発表をしてもらう機会を創出するなど、それぞれを担当しながら競技にも積極的に参加をしてもらっています。

今後も様々な機会を通じて、若い方々がそれぞれが地域の一員であり、その地域をリードし、その中心となって活動できるよう、市内の小中学校・義務教育学校とも協力しながら、各種事業の推進を図っていきたいと考えています。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8 番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

それでは、4 番目の質問に移ります。

地域のお祭りなどではどうかということであります。若者が地域をリードする例として、牛久市住民の圧倒的多数が農業者だった頃、中学や高校を卒業すると、長男長女は両親と一緒に農業

をスタートするという時代がありました。同時に地元の青年会に入り、消防団活動や地域のお祭りの主催者となって大活躍するのであります。映画の上映や、はなし家を呼んでの漫才、あるいは盆踊り大会はたくさんの出展があり、会場はあふれんばかりの大盛況で、今でも忘れられない思い出です。まだ結婚していない若者が中心となって地域を大きくリードして、みんなを楽しませてくれるのであります。このような牛久市で若者が地域で大活躍して輝いていた時代がありました。

また小学生には、盆綱引きがありました。お盆の８月１３日に子供たちがわらで作った綱を引いて歩き、墓地まで行って先祖の霊をわら綱に寄りつかせた後、家々にお送りし、８月１５日には反対に、家々より墓地まで送り届け、地域の方々にお小遣いやお菓子をもらうなど楽しい場面があったのですが、今では子供たちの出番がなくなってしまいました。

また、私たちの子供時代は寒い夜に拍子木を鳴らして、火の用心を大声出して家々を歩いた記憶があります。子供ながらも、地域住民の１人として役に立っているとの自覚がありました。

若者が地域をリードする場面として、現在、子供たちが地域の一員として活動している例はほかにあるのでしょうか。あれば具体的な例を挙げてお示してください。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 かつては地域のお祭りなどで、若年層から高齢者までが一堂に会し、様々な催物が開催され、多くの地域住民が集まる機会が多くあったと思います。その中で若者が中心となり、地域を盛り上げるイベントも開催されていたものと考えます。しかしながら、様々な要因によりそのような機会は減りつつあるようです。

そのような中、牛久市では地域総ぐるみで子供を支える仕組みとして、学校運営協議会が各学校に設置され、コミュニティ・スクールとなっています。学校運営協議会は、教育目標の実現に向けての協議を通して、学校運営に地域住民が参画する機会が設けられています。

活動の一例として、牛久南中学校の学校運営協議会では、主体的に地域に参画する態度を育てるための取り組みとして、地区交流会が行われています。具体的に申し上げますと緑ヶ丘行政区では、協議会の委員である区長の発案により、行政区のお祭りの一部の出し物の企画から運営を全て中学生に任せています。また、協議会を通じた呼びかけにより、今年度のかっぱ祭りでは中学生の多くが各地区から踊りパレードに参加することになりました。このように、子供たちが地域との交流を通して、地域の抱える課題や思いに触れることで、地域への所属感や地域コミュニティの大切さを学んでいます。

このような事例を積極的に発信していくとともに、子供や若者が中心となり主体的に活躍できるような環境を、地域とともに創出していければと考えています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○８番 柳井哲也 議員 すばらしい事例がありました。ありがとうございます。

私が子供だったときとは、社会背景が全く違ってしまっていて、現代の若者たちはどうなっているのか非常に心配だったのでありますが、安心することができました。このようなすばら

しい緑ヶ丘の企画など、ぜひ広報うしくなどで市民に周知していただけたらと思います。すばらしい答弁をありがとうございました。

以上で私の一般質問は終わりとさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 以上で8番柳井哲也議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後0時04分休憩

午後1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番甲斐徳之助議員。

〔6番甲斐徳之助議員登壇〕

○6番 甲斐徳之助 議員 皆様こんにちは。甲斐徳之助です。

議長、特別配慮をいただき質問席からのスタートありがとうございます。

市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に合わせ、日々活動しております。

今定例会におきましては、市民の皆様にとって密接に関わるごみの分野のお話をさせていただきます。

生活を営んでいくに当たり、様々な公共事業がありますが、それらの重要性は言うまでもありません。このたびの北陸能登半島震災におきましても、上下水道の問題やトイレ事情など、インフラの関係が特にクローズアップされたことは記憶に新しいところであります。

冒頭に当たり、被災された方々の御冥福とお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興を御祈念いたします。

事前通告理由により、これより議長、着座にてお願いしたいんですがよろしいでしょうか。

（「許可をします」の声あり）

さて、快適で利便性のよい日常生活を営むに際し、ごみ処理対応の問題も考えていかななくてはなりません。そこで今回は、様々な公共事業の中でも、ごみ処理対応についてお尋ねします。

まずは、これまでの事業内容についての考え方についてであります。

令和3年2月に策定された一般廃棄物処理基本計画は、市民の生活や経済活動から生じたごみを環境に影響を与えないように処理するだけでなく、循環型社会が目指している最終形で、発生抑制、再資源化を実現するために、市民、事業者、行政が協力し、連携し、取り組むための行動指針としての役割を期待されているものとあります。

そこで、現在も計画期間中であることから、この考え方でよいか確認を取らせていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

市民生活に密着した公共事業の一つとしてごみの収集運搬が挙げられます。ごみは家庭から毎日排出されるものであるため、ごみの収集運搬業務は市民生活に密着した公共事業であり、生活環境の保全、市民がよりよく快適な生活を送るために、なくてはならない事業であると認識しております。

ごみに関する基本事項は、一般廃棄物ごみ処理基本計画にうたっております。現行の一般廃棄物ごみ処理基本計画は、令和3年度から令和12年度の計画を策定したものであり、現在も、一般廃棄物ごみ処理基本計画に則り、ごみ処理やごみの削減等、様々な廃棄物に対する施策に取り組んでおります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 様々な廃棄物に対する施策に取り組んでいることで理解いたしました。

次に、市民、事業者、行政の3者が、先ほど申し上げた協力ないし連携してできることは何かお尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 一般廃棄物ごみ処理基本計画の基本方針として市民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみの減量化、資源化の推進を掲げております。

行政は、ごみ減量の施策、分別区分等を定めることとしており、市民はルールに従い、市内約2,300か所ある集積所にごみを出すことや、ごみ集積所の管理を行うと、牛久市が委託した収集運搬事業者は集積所に集められたごみをクリーンセンターまで収集運搬を行います。

市民、事業者、行政の3者の協働・連携とは、行政がごみや資源物の排出ルールについて適切な情報を提供し、市民の方が日頃の分別を効率よく行い、収集運搬事業者が速やかに収集運搬することによってごみの減量や資源化が促進されるものであると考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 協働連携は行政がまず情報提供をしていく、市民の皆様が分別を心がける。事業者が速やかな収集運搬ということで御答弁をいただきました。ありがとうございます。

踏まえまして、市民や事業者に協力してもらうためには、おのこのインセンティブが必要ではないかと私は考えております。市民の皆様においては、ごみの排出量によって負担が軽減されること。そして事業者としては、行政に協力すること（仕事）でありますけれども、収益率を向上させて、事業継続を行政に担保していただくことが肝要かと思えます。そのように考えますけれども、皆さんはどのようにお考えになるか御答弁を求めます。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 市民、事業者の協力については、インセンティブが必要とのことでございますが、そのような考え方はごみ削減にとって有効な施策の一つである

と考えております。

市民に対しては、ごみ削減や分別を積極的に行うことで有益になるような施策や取組が提供できれば意欲の向上につながると考えますし、事業者へのインセンティブとしては、事業者からのD X化等の工夫による提案の受入れ、より安全で快適に効率的業務を遂行できるようコミュニケーションをしっかりと取り、成果としての対価、メリットを示せれば相乗効果が生まれてくると考えております。

市民、事業者、行政が力を合わせ、廃棄物事業は継続してよりよく進めるよう行っていきたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 御提案に対し有効な施策の一つであるという御答弁をいただきました。御答弁の中で、成果としての対価、メリットを示せれば相乗効果が生まれてくるという御答弁であります。なぜこの話をしなきゃいけないのかという前に、その事業者のこれまでの委託事業の内容を改めて確認したいことと、また、単価契約、発注単価等についてお尋ねすることと、近隣の自治体との比較を、通告済みであります御質問したいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 ごみの収集運搬は、牛久市内をA地区、B地区の2地区に分け、月曜日から土曜日まで週6日の稼働となっております。きつい、汚い、危険の3K業務となっているのが実情でございます。

ごみの収集運搬業務を受託するには、牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則の第5条第1項の規定に基づき申請書類を提出していただき、書類内容、現地確認等の審査を行い、適合と認められる場合には受託資格業者として申請書の受理をしております。

収集業務の事業を継続していくためには、事業所の経営維持は必要であり、そのためには従業員の確保は必要不可欠であると認識しております。

茨城県の労務単価では、普通作業員単価は令和3年度と令和5年度を比較すると2年間で10%上昇しております。このようなことも考慮し、当市においても業務委託料の単価を令和4年度、令和5年度と、2か年連続で価格を見直しております。令和6年度においても、社会情勢を鑑み対応していく予定であります。

可燃ごみを例にいたしますと、令和4年では前年度単価と比較し4.5%の増。令和5年度では4.3%の増をいたしました。

収集運搬業務における1トン当たりの経費でございますが、他市町村との比較では、契約期間、人口、集積所数、収集運搬日数等が異なるため一概には言えませんが、委託料から収集量をもって算出いたしますと、令和4年度の牛久市ごみ収集運搬経費は、1トン当たり1万1,187円。近隣では、阿見町が1万848円、龍ヶ崎市が1万2,603円、つくば市が1万3,873円、土浦市が2万4,308円となっており、牛久市は近隣市町村に比べても著しく低い状況ではないというふうに考えております。

今後におきましても社会情勢に注視し、適正価格の積算に努めてまいりたいと考えております。
以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 著しく低い状況にはないが高くないということで、決して高くないというふうに判断しました。さきに申し上げた事業継続を行政に担保していただくための材料として、委託料の引上げは大切なことだと思います。これは市民にも関わっている事業でありますので、再度お尋ねしたいと思いますが、そういった背景を踏まえまして委託料の引上げはお考えにないかどうかお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 令和6年度分につきましても、収集運搬費の価格を見直し、予算要求のほうをさせていただいているというところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

私がなぜこの話をするかという話をさせていただきます。本市をベースに比較した委託料の引上げは、今のお話では可燃物の話だったと思います。調査によりますと不燃物、発泡スチロール、さらには資源物においては近隣自治体との比較においてはまだまだ安価であるということのお話であります。この業種の調査は答弁にもございましたけれども、就労事業者の定着率が悪い、よくないといった改善を図ることであったり、近年の燃油高騰の背景などにも多くの問題の改善を図るために、さらなる事業者へのインセンティブが求められていると考えております。

再度、再度で申し訳ございませんが、そのお考えがあるか、できるか、できないか、再度重ねて御質問をさせていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 令和4年度、委託業者による可燃ごみ、不燃ごみ、白色発泡スチロールの収集運搬料は、可燃ごみが1万6,065トン、不燃ごみが520トン、白色発泡スチロールが10トンであり、不燃ごみ、白色発泡スチロールは可燃ごみと比較しますと回収量が少ないため支払い金額が伸びてこないというような状況になっております。

牛久市では、ごみ3種と言っている可燃ごみ、不燃ごみ、白色発泡スチロールについては、それぞれに1トン当たりの単価を定め、収集した重量に応じ支払い額が変動する単価契約を採用しておりますが、瓶、缶、ペットボトル、紙類などの資源物の収集運搬業務委託は、回収量に左右されず、支払い額に変動が生じない総価契約を採用しております。

他市町村の多くは総価契約を採用しており、品目ごとの収集運搬経費を定めていないため、不燃物や発泡スチロール、資源物など項目ごとに金額を算出することは難しく把握できておりません。

単価契約では、行政区や団体等が清掃活動を行った場合など、突発的な回収が発生しても柔軟に対応ができ、委託料に反映できることがメリットでございますが、毎月の支払い額が変動して

しめます。

一方で総価契約では、ごみ量に関係なく安定した収入が確保できるメリットがございますけれども、突発的な収集対応には弱いという問題がございます。

今後は、価格だけでなく契約方法においても、ごみ量の推移や回収業者等の意見なども考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、不燃ごみ、白色発泡スチロールの契約単価につきましても、可燃ごみ等と同様に見直しのほうを実施しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 見直しを図る作業をよろしくお願ひしたいと思います。

御回答の中で単価契約と総価契約のお話をさせていただきました。それぞれに一長一短、メリットデメリットがあるのは重々承知しています。私は、この損得がちょっと分からないんで、あれなんですけれども、ぜひ最後御答弁いただいた中に回収事業者の意見も考慮しながらというところで、彼らはプロで事業運営していく中で、得であったり損であったりだけじゃなくて、要は、仕事をしていてプロにならないときがあるというような場面が多いのをちょっと聞くことができました。そういうのは最終的に、このごみ回収というのは市民の皆様には快適な生活に直結していく大事な案件だと思いますので、やっぱりそういう事業者が成り立っていかないというのは大きな問題だと思いますので、引き続き、先ほどおっしゃっていただいた前向きな対応で、検討ではなく前向きな対応をお願いして、次の質問に入りたいと思います。

次なんですけれども、ごみの減量化についてお尋ねをいたします。

減量化については、全体のごみの分量の中で8割を占める家庭系のごみのうち、ほとんどが可燃ごみではないかと思われます。今後、このごみをターゲットにすることが重要ではないかと考えておりますけれども、まずは執行部の皆さんも同様のお考えでいいのか、そしてそれがそうであれば、またこれまでどのような取組をされているのか御質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 令和4年度実績において牛久クリーンセンターに運搬された家庭系ごみ量は1万9,224トン、このうち可燃ごみが86%を占めています。

議員がおっしゃるとおり、可燃ごみをいかに減量するかが、ごみ削減のポイントになってきます。可燃ごみの内訳を見ると、令和元年度に実施した組成分析調査においては、可燃ごみの約40%を生ごみで占めており、生ごみの削減がごみの減量につながるものと考えております。

生ごみ削減の施策として、生ごみ処理容器購入に対し補助金を交付し、昨年度は53台、46万3千円の補助金を交付いたしました。今年度は1月末日現在で67台、78万6千円を交付しており、昨年度より多くの市民から申請をいただいております。補助金の交付以外にも、今年度は、4年ぶりに開催されたかつぱ祭り、昨年度に引き続き、うしくみらいエコフェスタ等において、ごみ減量を目的としたブースを出展し、食材の食べ切り、使い切り、捨てる前の水切りの徹

底を啓発いたしました。また、可燃ごみは生ごみのほかにも資源となる紙類が約10%含まれておりますので、紙分別体験を実施し、ごみの減量に向け取り組んでいるところです。家庭から排出された可燃ごみ量は、令和2年度1万7,202トン、令和3年度は1万6,854トン、令和4年度1万6,612トンと近年、継続的に減少傾向を示しております。引き続き、ごみ減量に必要な情報発信に努めるとともに、出前講座等を活用するなど、ごみの減量に対する市民の御理解と御協力が得られるよう、努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 生ごみのターゲットであるということは共通理解であると私もありがたく思います。その中で生ごみ処理機購入ということで補助金交付、あとは祭り等々といったところで、減量を目的としたものを徹底周知しているということで認知しました。

そういったところで、金になるんですけれども、ごみ処理経費負担の公平性の確保について、家庭ごみの排出は減少傾向にあるというようなニュアンスをいただいておりますけれども、一部家庭系ごみの中に資源化できるごみ等が混入されていたり、分別の徹底がなされていない現状があるように感じます。私は在住区栄町4丁目ですけれども、結構徹底されていますけれども、ほかのところでそうでないというお話が私のところに相談を寄せられることが多いです。それらは具体的にごみ排出削減に取り組んでいかななくてはならないと考えていますけれども、市民一人一人の皆様に対して、分別の意識をより動機づけるごみ減量対策が必要ではないかと思っておりますけれども、その辺はどのようにお考えになるかお尋ねしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 令和元年に実施した牛久市集積所排出実態調査によれば、可燃ごみの中にペットボトル、紙パック、雑紙など資源物として回収できるものが約14%含まれております。令和4年度の家庭系ごみ可燃量から換算すると約2,300トン、ごみ量削減が見込まれます。分別を意識づけるには、分別の重要性及び必要性について御理解いただくことが重要でございます。また、広報紙等を活用し、ごみ減量に必要な具体的な行動について、再三再四訴えていくことも必要であると考えております。

市民の御理解と御協力が得られるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 広報紙等を活用して周知徹底するということで、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

これに関しましては、市民の皆さんのそれぞれの認識も必要だという、捨てる側の話もありますので、一概にこうしなきゃいけないですよみたいな話ばかりはできないと思いますが、私は少なくとも分別していますので、引き続きお互いやっていききたいなと思います。

次の質問に入ります。

排出量に応じて手数料を徴収する有料化の施策について、お尋ねしたいと思います。

市民アンケートを実施し意見を聴取した中で、総合的観点から今後審議していく必要性がある

と資料、報告の中にありました。有料化のアンケート結果では、賛成が17.6%、どちらかといえば賛成が35%で計52.6%。反対28.7%、どちらかといえば反対15.6%、計44.3%と計画書の資料には載っておりました。賛成のほうやや多いように見受けますが、これを踏まえた上でごみの有料化について、結果を基に総合的観点からこれまで審議をされているかどうか、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 ごみの有料化を実施することのメリットは、費用負担を軽減しようとするインセンティブが生まれ、ごみ排出量の削減に期待ができること、また、排出量に応じて手数料を徴収することで、費用負担の公平性が確保できることです。

ごみの有料化につきましては過去2回審議しており、家庭ごみの有料化は一定の有効性を持ち得るものであるが、導入に当たっては、市民一人一人に一定の義務と負担を強いるものであることから、市議会はもとより、住民同意が前提となると答申をいただいております。

平成29年度実施した有料化に関するアンケートにおいては、賛成が17%、反対が77%という結果であったのに対し、令和2年度に廃棄物減量等推進審議会の中で実施したアンケート結果においては賛成が17.6%、どちらかといえば賛成が35%に対し反対が15.6%、どちらかといえば反対が28.7%という結果であり、市民の意識変化が伺えます。

ごみの排出量にも注視し検討を行っているところではございますが、ごみ削減の啓発、施策による効果、市民のごみ削減に対する意識変化により、ごみ量は減少しており、令和4年度のごみ総量は2万7,271トンであり、ピーク時の平成27年度、3万61トンと比べ、2,790トン、約10%のごみ量削減となっております。

有料化は市民に負担を強いること、ごみ量が減少していること、社会情勢を鑑み、開始時期については慎重に見定める必要があると考えております。

今後においても有料化導入自治体の家庭ごみ有料化の事例を参考に、費用対効果、徴収方法、有料化によって得られる財源の使用用途等について調査・研究を進めてまいり所存です。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

過去2回審議をされているということでございました。市民の意識変化がある中で、御答弁をいただいたところ少し気になったところが、まずごみ量が減少していることということがありました。それと市民の市民同意が必要であるというところの2点が少し気になったところであります。これでちょっと再質問したいんですけども、これは市民同意のほうは私もすごく理解しています。前回、過去にこの質問をさせていただいたときに、甲斐徳之助議員はごみ袋の値上げをするのかみたいなこと電話をいただいたこともあるので、デリケートな部分だとは思いますが。そちらではなくて、ごみ量が減少していることがあることこそ有料化をというものを先延ばしされているのかなというふうなニュアンスであったのかどうなのかは分かりませんが、そういった部分があるのかなのか再度お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 先ほども御答弁をいたしましたが、家庭ごみの有料化は市民一人一人に一定の義務と負担を強いるものであるということ。有料化に踏み切る前の道筋として、市民の方にはまず分別の徹底、食材の食べ切り、使い切り、それから捨てる前の水切りによる、ごみの減量に努めていただきまして、ごみを減らすことによって歳出の削減を優先すべきというふうに考えているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 御答弁はごみ量が減少しているからという答弁内容ではちょっと違うかなと思ったんですけれども、すみません。今お話しいただいたのは、市民の皆様に対してごみの、何て言えばいいんでしょうか、減量に対する考え方の情報通知ということで、意識づけを徹底して進めていращやるのかなというふうに思いました。なぜ有料化をしなければいけないのか、有効なのかという話をちょっとこの後したいと思うんですけれども、お聞きしていただければと思います。

私は以前にも一般質問でこの話を少し取り上げさせていただいたことがございまして、提案でやったと思うんですけれども、質問しています。今後、新設か改修か分かりませんが、迎えていく中間処理施設である牛久クリーンセンターの問題があります。こちらに関してこれからかかる経費に対して、先の未来に準備をしていかなきゃいけないと思います。少し気になる新聞記事がありました。御紹介をさせていただきます。

2月23日の記事なんですけれども、茨城新聞です。さしま環境事務組合さんのほうで行われた発表でありました。さしまクリーンセンターの大規模工事に実施する計画で事業費が78億1,000万円を見込んでいます。補助金を受けるらしいんですけれども9億7,000万円と。この中に国に交付金を受ける条件として、ごみの有料化とプラスチックごみの資源化の推進が必要であるという、もう記事で首長さんの、他市の首長さんの発言が載っております。私もこの話、この新聞記事だけじゃなくて、これからクリーンセンター広域化の問題を抱えていると思うんですけれども、有料化を実施して少しでも大きなかける経費に対して積立てをしたり、今後、基金等の積立てをやっていったりとかいう考えをしていかなきゃいけないんじゃないか、取組をしていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、それについて、特に基金等についてどう思うか質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 基金への積立てにつきましては、令和2年第1回定例会におきまして、生活環境施設の建設などのために設置してありました牛久市生活環境施設整備基金を含めた基金の再編を行い、新たに牛久市公共施設等総合管理基金として設置した経緯がございまして。議員御提案のとおり、10年後のごみ処理施設の建設費に対し、財源の確保は非常に重要なものと捉えており、そのための基金への積立ては最も有効な手段であるものと認識しているところでございます。

しかしながら、公共施設等総合管理基金への積立てを行った場合、基金の取崩しができる条件

が、公共施設の計画的な保全や更新などの経費に限られ、清掃工場の建て替えとなった場合には同基金が活用することができなくなるため、今後、建設に向けた新たな基金を設置するのか、財政調整基金での対応とするのか、速やかに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

ちょっと気になる言葉がありました。まず、財政調整基金の取崩しとまでは言いませんでしたが、財政調整基金での対応をするのか、基金の設置をするのかという、検討するという御答弁でございましたけれど、私は財政調整基金の取崩しというのは少しあまり歓迎できない、安易な考え方じゃないかなと思っています。

再質問としてお尋ねしたいと思いますけれども、まず財政調整基金というのはそもそもどういうものに使われる用途であるのか。改めて御質問したいと思います。

それと、こういった大きな事業を組んでいくときに、先ほどのお話ですと今までの建て替えに適用できない、同基金の活用ができないという話をされておりましたけれども、改めまして広域にかかる経費に対しての特定目的基金等のお考えがないかどうかであります。それが2点目です。

それと、今から検討されるという話をされておりましたけれども、いつからされるのか。お金の件でございます。確認をしたいと思います。

それと、広域化の条件で、広域化というか補助金の条件でありましたけれども、御紹介もさせていただいております、皆さんももちろん分かっていると思うんですけど、現段階でどう考えているのかということが4点目であります。

また、これは去年度、稲敷広域も含めた3組合の統合を図ったときに、こういった検討組合があったと思うんですよ。想定している事業であったと思うんですけど、これまでどう取り組んでこられてきたのか。

以上、5点まとめて再質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 数点、質問にお答えいたします。

まず1点目、財政調整基金でございますけれども、条例の中では災害とか、あとは長期にわたる財産取得のための経費の財源に充てるときとかでございますけれども、ふだんの使い方からしますと財源調整のために基金を取り崩し使用しているのがほとんどでございます。

次に、基金の件でございますけれども、清掃工場、あと御質問あるリサイクル施設も含めるとは思いますけれども、市単独で進める場合では今すぐにでも特定目的基金を設置する必要があるものと考えてございます。ただ、広域化として進める場合でございますけれども、一部事務組合への負担金指数があるために、あくまでも現段階でございますけれども、特定目的基金への設置ではなく財政調整基金による対応として考えてございます。ただ、しかしながら今後におきまして建設に係る経費、まだ示されてございませんので、単独で行こうが、広域で行こうが補助金や

起債を除いた一般財源での試算によっては、議員御指摘のとおり特定目的基金の設置により計画的に積み立てることが有効な手段であるものと考えてございます。その場合は既存の条例、これ公共施設等総合管理基金になると思いますが、先ほど答弁にもあったとおり、新築であったり、あとは建て替え、今現在使えませんので、そういったものの改正や、場合によっては新たな基金の設置ということも考えざるを得ないと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

あと、広域化の財政面的な条件という形でよろしいですか。あと3組合の統合のときの議論でございますけれども、そのときにはクリーンセンターの建て替えという議論には至ってございません。3組合のときの、合併するときの、後の経費の算定という形で進んでおりまして、クリーンセンター、清掃工場ですね、そちらについての合併という話には至っておりません。ただ、その計画の中には、将来的にクリーンセンターの合併も含むよという形で進められたと記憶してございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 通告にない質問で御答弁いただきありがとうございました。

3組合のところをまずお話しさせていただきたいと思います。クリーンセンターの建て替えは視野に入っていない、話が出ていないということでありましたけれど、そんなことはないと思います。いろんな広域化はこれからの国や県の施策の中で出てくるし、出ている話で、もうほかの自治体が始まっているということを考えると、やっぱり本市でも単独でやろうが広域でやろうがという話を今されておりましたけれど、恐らく単独でこの対応をしていくというのは厳しい時代になってくるのはもう分かっていますよね。なので、今の話をさせていただいております。

やっぱり、御答弁、財政調整基金を取り崩す検討も図るっておっしゃっていましたが、あまりやっぱり財政調整基金を狙った話はいくはないですね。僕もちょっと調べてみたんですけど、やっぱり災害等の不測の事態であったり、年度のこちら側の、牛久市本市の財源不足に整えていくための決算過剰金の積立てということがルールであるんで、やっぱりその特定目的が、これは多分市長の判断に最後なっちゃうと思うんですけど、広域化でやるのか単独でやるのかといったときに限らず、その特定の目的の基金を積んでいくことは有効であると私は考えますので、答弁は大丈夫ですけど、御意見としてお話をさせていただきたいと思いました。

順番が前後しちゃうんですけども、次の話に行きたいと思います。

平成11年度に稼働が開始された、25年経過しており、今後、何度も言いますが広域化の流れになっていると考えています。当時、私が同じような質問をしたときには、広域化の流れが出てくる前の話でありましたが、前根本市長ですね、近隣市町村との事業計画は調整は考えていかななくてはならないと御答弁をいただいて、なおかつ、でも、その集約については現在の場所ではできないんだよという御答弁をいただいております。そこで、今現時点では牛久クリーンセンターの焼却処理は資料によりますと、平成21年度が2万3,371トン、平成30年度が2万4,757トンとの話でありました。ここで御質問をさせていただきたいと思います。3

点まとめてお話しします。

まず1点目として、今の焼却処理に対して令和5年度はどうか御質問をいたします。これは資料に回答が出ていないので、御確認の意味で話をします。

2点目といたしまして、計画どおり建物、施設がもつのかどうか、どうお考えになるのかお尋ねいたします。

そして改めて3点目。今後の広域化も含めたお考えについて、執行部の現段階でのお考えをお尋ねしたいと思います。

以上3点でございます。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 甲斐議員の質問にお答えいたします。

牛久クリーンセンターは平成11年3月に竣工し、稼働から25年が経過しようとしております。

牛久クリーンセンターの焼却ごみ量ですが、令和2年度に策定した牛久一般廃棄物ごみ処理基本計画における予測値と実績値を比較すると、令和3年度が予測値2万4,648トンに対し、実績値2万4,133トン。令和4年度は予測値2万4,485トンに対し、実績値2万3,933トン。令和5年の4月から令和6年1月までの予測値2万3,299トンに対し実績値1万9,596トンとなっており、焼却量の実績値は予測値を下回る結果となっております。

牛久クリーンセンターは使用目標を令和15年度と定めております。安定したごみ処理を行うため、設備の点検整備や補修工事を計画的に行っており、今後も継続して設備能力の維持に努めてまいります。また、施設の負荷を軽減させるため、ごみの減量化も引き続き推進してまいります。

ごみ処理施設の広域化につきましては、今後の広域行政に係る課題を検討するため、牛久市、取手市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村の8市町村で「広域行政検討協議会」を設置しました。この協議会の専門部会として「茨城県ごみ処理広域化ブロック6会議」を設置し、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に関する検討を行うこととしております。牛久市はこの専門部会に参加し、必要な情報を集めながら、どのような体制で運営すべきか、検討を進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 御答弁ありがとうございます。

まず、1番目の御質問に対しましては実績値が下回っているということと、2番目は負担軽減するために減量化の引き続き推進していくということで理解しました。

再質問をいたします。

3番目にお答えになりました広域行政検討協議会と広域化ブロック6会議との発言でありましたけれど、まず、こちらは委員の構成と、実施回数がどのようなになっているのかお尋ねしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 広域行政検討協議会は、牛久市、取手市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町及び美浦村の8市町村の首長が委員となって構成されており、令和5年度は1回を開催しております。

また、ブロック会議のほうは、協議会の取手市を除きます7市町村の廃棄物行政担当課長及び広域行政担当課長の14名と、龍ヶ崎地方塵芥処理組合事務局長及び職員1名、江戸崎地方衛生土木組合事務局長及び職員1名の全体で18名を委員として構成されておりまして、こちらにつきましては令和5年度は1回の開催となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 構成委員と開催1回は理解しました。では、これらの団体に我々市議会議員、町議会議員、村議会議員いますけれども、各自治体の議員の意見を反映させられるような場面は想定しているのかどうなのかという御質問をしたいと思います。というのも、私、稲敷地方広域市町村圏事務組合出ていますけれども、やっぱり定例会等をもって一般質問をしてみたりとか、やっているところであります。今後、首長さんが当然そういう権限を持って決定していくのは分かっているんですけれども、そういうのを反映させる広域連携の部分に対して意見を反映させる場面があるのかどうなのかということと、また、それは団体の中での話なんですけれども、例えばその団体に出ていく首長、沼田市長がその会議体の発言に牛久市の情報を牛久市の意見として出していく議員との話合いの場であったり、情報提供であったり、という場面を本市の中で設営をされるのかという、ちょっと2つになるんですけれども、その辺のお考えがあるかないかの御質問をさせていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 市町村議会議員への報告や議員の皆様の意見を反映させる場についてということで、事務局でございます龍ヶ崎地方衛生組合に確認をしたところ、令和6年1月30日に開催されました広域行政検討協議会において、各議会への説明を行ったほうがよいという意見も出ておりまして、必要や要求に応じて、各議会への説明や報告の機会を設けることを想定しているというような回答をいただいているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 2点目ちょっと答弁漏れじゃないかと思うんですけれど。首長さんに対してお渡しするような場面はつくられるのかどうなのかということに関しては、どうでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 今、具体的にどのような場で、どういった方法で議員さんへの報告や、意見聴取をするかということもまだちょっと決まっていないと、はっきりしたことは決まっていないということでございます。次回、ブロック会議が6月に開催予定をされておりますので、そういった中でも議論のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 御答弁ありがとうございました。

今回は、本市の環境やごみ処理等の環境を含めた方向性を決める先の見据えた重要な問題の御質問をさせていただいたと思っております。市民の皆様、事業者、行政が一体となって利便性豊かな快適なまちづくりを創出していくためにも、時代背景に合った事業者への委託料の適正価格であったり、市民の皆様の協力など、やらなくてはならない事業への経費の捻出等を準備していくことが、次の次世代地域へのバトンタッチになると考えております。今取り組むべきことと、未来を見据えた確かな政策を実行していくことを御期待申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で6番甲斐徳之助議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

午後2時04分休憩

午後2時15分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、19番黒木のぶ子議員。

〔19番黒木のぶ子議員登壇〕

○19番 黒木のぶ子 議員 3日目の、もう午後となりますと大変疲れていると思います。簡潔に質問を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最初に、介護サービスの現状と課題についての質問をいたします。

来年度に控えました2025年問題とされています団塊世代をはじめ、75歳以上は全国で2,005万人となり、牛久市でも令和5年9月1日現在で1万4,002人となっております。今後は人生100年時代ということを見据えて、きんさんぎんさんが100歳ということでもてはやされた、もうその時代は既に夢のまた夢、過去の問題でした。

そういう中で、高齢人口は今後とも更新され、それに伴い要介護となる市民も増加していくものと考えられます。現に、令和5年5月1日の牛久市の要介護認定者数は3,475人でしたが、9月1日には3,556人と、4か月で81人の増加となっております。この介護制度も、もう既に24年を迎えることになっておりますが、被保険者にとりまして施設での介護等による虐待などを報道等で見聞きするにつけ、また急激な物価高騰で年金生活者の高齢者は年金だけでは生活が成り立たず、施設介護の入所のためにと必要になったとき預貯金をしておいた、それさえも切り崩していかなければならないという方が多くなっているとのことをお聞きしております。ですから、いざ介護が必要となったときは、自宅でと考えていると高齢者も多いということであります。

そこで、次の質問をいたします。

牛久市の介護認定を受けた要介護認定者は、施設介護なのか、または自宅で介護なのか、その双方についての利用人数をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 高齢者数の増加に伴い、要介護認定者数も増加が続いています。令和5年11月末現在、要介護認定者数は3,719人、そのうち居宅介護サービスを利用されている方は2,255人、施設介護サービスを利用されている方は779人となっており、認定を受けた方のうち約82%の方が何らかのサービスを利用されていることになります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 それでは、2つ目の質問に入ります。

今回、法律の改正で高齢者虐待防止法の身体的虐待や、また身体的拘束やあるいは介護の放棄等の防止策が定められたことになりましたが、前回、令和3年度改正では施設介護サービスを受ける場合、非課税世帯であっても部屋代と食費が介護サービスを受けている世代の預貯金額によって給付が異なり、対象となった世帯は負担増となったという記憶がありますが、今回、高所得者は介護保険料の引上げとなり、既に介護のサービスを受ける際にサービス使用は1割、2割、3割となっておりますが、安くて施設入所者のよりどころとされております多床室の見直しや、特別養護老人施設や介護老人保健施設等の食費負担は食材高騰等で、その負担増についてはどのようなになっているのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 介護老人保健施設の多床室部分の利用料の見直しにつきましては、国において審議がなされ、一定の要件に該当する場合に、室料として月額8,000円相当の御負担をいただくことが決まっており、その施行時期は令和7年8月とされております。一方で、「負担限度額」の認定を受けている方は、実質的に負担を増加させないことも併せて決まっております。

介護老人保健施設は、本来、在宅へ復帰することを目的にリハビリや介護を受ける施設であり、3か月または6か月ごとに帰宅が可能であるかどうか心身の状態が確認されますが、国の審議会では実際の平均在所日数が非常に長いという意見もあり、また死亡による退所も多いなどの状況を踏まえ、特養と同じように室料負担を求めるべきではないかという視点から議論がなされたものです。

老健には、「基本型」「加算型」「療養型」など、幾つかのタイプがありますが、今回の室料負担が発生するのは「その他型」及び「療養型」となっております。なお、市内には3か所の老健がありますが、どちらのタイプでもないことから、新たに室料負担が発生することはありません。

次に、特別養護老人ホームについてですが、収入によって利用料が変わるのではなく、介護度、収入によって変わる負担割合、負担限度額認定などによって、実際に御負担いただく金額が変わってまいります。

以前の一般質問でもお答え申し上げましたが、一例として、国が定める水準額を基に試算いた

しますと、最も安い場合で月額およそ１１万円、最も高い場合でおよそ２０万円となります。

また、食費、居住費、日常生活費は施設によって全く異なるため、この金額を超える場合もございますし、逆に、住民税が非課税で、かつ収入及び預貯金の額が一定の基準以下の方の場合は、食費等の本人負担額に上限が設けられることで、この金額を下回る場合もございます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○１９番 黒木のぶ子 議員 それでは、３つ目の質問に入りたいと思います。

介護職員の拡充と離職防止の対策です。施設での介護職、訪問介護職など、双方とも慢性的な介護職不足で、過日も８０歳を過ぎても辞めさせてくれないと牛久市在住の方が私のほうにその声を寄せていただきました。また、我孫子の地域密着型有料老人ホーム、そこで介護職として働いている方が、職員がほぼ辞め、８０歳半ばなのに経営者老夫婦が１８人のホーム入所者の世話をしているとの情報もありました。この有料老人ホームも、職員が辞めた理由といたしましては、やはり仕事がきつく、とても安い給料だからとのことでした。

過日の新聞報道等によれば、介護職では離職超過が起きているとのことであります。当然、景気もよくなりましたことなので、よい条件の仕事へと流出してしまうのは当たり前のことで、当然、訪問介護職などの求人とはなくなり、そこで介護職の有効求人倍率は、コロナ禍の２０２２年度では１５倍以上であったとの報道もされておりました。

このような現状で、２０２５年前問題とされております団塊世代も含め、長寿命化時代となり、介護需要が大変高まっていくことは誰も想定できることであります。

そうした中、介護職の確保や離職防止策を喫緊の解決策として、牛久も取り組む必要があるものと考えます。御所見をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 施設や訪問介護の職員の拡充や離職防止のために、市が主体となって取り組んでいることは、現在のところ、ございません。

なお、国や県にあっては、ホームページ等によりますと、臨時的な処遇改善補助金の交付、報酬の加算制度、１１月１１日の「介護の日」に合わせた啓発、パンフレットやニュースレターの発行など、様々に実施されているということです。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○１９番 黒木のぶ子 議員 ただいま御答弁いただきましたように、そのようなことは牛久では取り組んでいないということでありますけれども、介護職員の人材不足で、このままでは介護保険は崩壊してしまうというふうに言われていますことから、介護職員の確保として考えることは、やはり牛久市におきましても人材の養成ではないかと思えます。御存じのとおり、牛久市はベッドタウンとして発展した市であります。そしてその中でも、現在は、ほぼほぼ核家族として夫婦２人、あるいは１人というような、現在家族構成になっております。そのようなときに、介護サービスを受けたいときに、今後とも今のような現状で介護をスムーズに受けられていくのかどうかということでございます。

先ほど申し上げましたように、２０２５年どんどん高齢化が進んでまいります。今から、やは

り人材の養成、あるいはそれに類するヘルパーさんの養成等をやっていかなければ、そのときになって国の状況を待つということでは、大変お粗末な介護保険の崩壊につながっていくと誰も考えるわけでございます。

国は、確かに法定技能でインドネシア人の受入れや介護ロボット等の導入などを考えておるようですが、やはりいろいろ文化の違いや、介護ロボットですとなかなかその介護を受ける側の意思の疎通などができないということでもありますので、本当の意味で介護サービスの担い手がいな、そのために介護サービスが受けられない。ですから、現職である子供たちが離職をしなければならないというような事態が起きないためにも、市が率先して、市が指導して、要請する必要があるというふうに考える次第です。このことにつきまして御所見を伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 市が主体となって就労のための介護人材を養成する講座を主催する構想は、現在のところ、ございません。趣旨は異なりますが、家族の一員として、適切な介護知識や技術を身につけていただきたいという目的で、委託により「地域介護ヘルパー養成講座」を実施しております。

他市町村においても講座を開催している事例は承知しておりますが、研修費の助成や修学資金の貸付けなど、金銭面で間接的に支援している自治体はございます。有効な取組であると考えられる一方で、他事業との優先順位を意識する必要があると認識しております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 市として要請をしないのであれば、やはり現在辞職しないために介護職に就いている人たちの処遇改善が、また必要になってくるというふうに考えられます。先ほども申しましたように、これから少子高齢化で労働人口減少の中で、どうすればこの介護職に携わってくれる人材を確保できるのかといえば、まさに処遇改善しかないのかというふうに考えるところであります。

確かに介護職の報酬は、国が定める法定価格というふうにはなっておりますが、そうした中で国は2012年度から賃金に定額を上乗せをする仕組みを制度化しましたが、それでも介護職の賃金は全産業の平均と比較しましても月7万円の差があるとのこと。ですから、介護職の離職超過になり、今後も希望の持てる職業とは言いづらく、今回3年に1度の介護報酬の改正でも需要が多いと言われる訪問介護の基本報酬も下げられました。表面的には上げられたと言っておりますけれども、これはいろいろ諸条件がありまして、その条件に合わなければということでもありますので、安くなっているというふうに私は認識しているところです。そうしますと、ますます担い手不足となるのではないかと。我々団塊の世代を含めて、大変牛久市はそのような人口が多い中で、皆さん異口同音大変危惧しているところであります。介護職に対する処遇改善の御所見を再度お聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 黒木先生の質問にお答えいたします。

市が独自に処遇改善を行うことにつきまして、本市における同様の事例としては、保育士に対

する処遇改善補助金の交付があります。1か月当たり最大で15,000円を直接に補助するので、市内保育士の確保に効果を発揮していると承知しております。

介護関連で類似の処遇改善を行っている事例としては、近隣では、流山市において、月額9,000円を一定の要件の下で介護事業所へ補助しているものがあります。

介護サービスの場合、保育士の処遇改善のように、待機者ゼロへ直結する支援とはなりません。居宅サービスにしても、利用者の状況に合わせ、訪問介護、訪問入浴介護、デイサービス、ショートステイ等を組み合わせることで利用することとなります。ケアマネージャーは供給の状況を見て計画を立てていることもあり、直接的に担い手不足による利用者への影響が把握しにくい面もあります。市内事業所の現状やケアプランへの影響等を把握するとともに、先進的に取り組んでいる自治体の費用対効果等も検証してまいります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま市長のほうから答弁がございましたけれども、確かに保育園の引き止めのために1万5,000円、でも、つくばは2万5,000円とか、この牛久という距離感から東京に随分保育士の方たちも流出したというふうに漏れ聞いております。ですから、本当に命を守るという意味では、少しでも報酬を上げてそれでいい人材を育成する。市というのは信頼のブランド、そして何か市民のために十分に困らないような施策をつくってくれるであろうというふうに市民は私どもに要望しているのでありますから、やはりその辺につきましては、今後十分に考えていただきながらこの介護サービスですね、この介護サービス、今、市のほうに委託されておりますのは総合事業ということで、運用等については市の采配というか裁量に任されているわけですよ。だからそういう意味をもちましても、何かこの処遇改善に対して、運用ですね、ここの金額があるから、この要請するときのための支出は、ここのところから出せるというような、そのような配慮というか、柔軟な考えになるのかならないのかというふうに考えるところであります。それでもしなければ、なかなか介護の担い手というのは拡充もできないし、これから年取っていく人たちは本当に不安になってまいります。

潤沢にお金のある家庭におきましては、この間介護施設でも2億円出しますと、すばらしいホテル以上のところで全てを賄ってくれて、そこには医療施設もあって24時間介護士さんが常駐してくれるというような、そういうところでは先ほど申しましたようにベッドタウンですから、サラリーマンですから、そういう何億というようなお金の蓄えというのがないので、物価高騰でせっかく施設の入所するための預貯金がなくなっているというようなことでありますので、やはりその施設に入らないで自宅で介護する、その自宅で介護サービスを受けざるを得なくなっているという境遇に置かれているわけですから、その人材不足に対して、やはり市としても何らかの手だてを考えていかないと我々戦後生まれは結構能動的な性格の育ちも多くて、皆さんそれこそ1回目のワクチンのときに、皆さんスマホの使い方が分からないということで20人も牛久市役所のほうに詰めかけたというような、そのような状況に至らないように、そしてまたその介護制度の崩壊につながらないようにしていただきたいと考えているところです。

10年後にはこの団塊の世代も85歳となり、その6割が介護が必要と言われております。今

後とも高齢福祉計画の理念のとおり、名実ともども要介護になっても、高齢者がこの牛久市に安心して住み暮らし続けられるように、国の制度設計ばかりを遵守するのではなく、牛久市に合う主体的な介護制度の運用を市民ニーズに寄り添って、地域包括センターと連携しながら真剣に議論していただきたいと取りあえず要望しておきます。

次に、教育長の教育方針について質問をいたしたいと思います。

このたび新教育長に就任されました川村教育長に、これからの牛久市の教育のかじ取りをどのような考えと方針で進めていかれるのかをお聞きいたします。

前教育長が試行錯誤しながら10年の歳月をかけ、培ってきたコミュニティ・スクールや、学びの共同体などについて川村教育長は継承されていかれるのかどうか。もし継承されるのであれば、どのように継承し推進されるのかをお聞きいたします。

また継承されないのであれば、これからの川村教育長の総体的教育の方針等について併せてお伺いできればと思います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 コミュニティ・スクールや「学びの共同体」の継承でございますが、まず前提といたしまして、文部科学省の推進するコミュニティ・スクールと牛久市が推進してきました、佐藤 学氏提唱による「学びの共同体」という概念は別なものとして捉えていただきたいと思います。文部科学省が示すコミュニティ・スクールとは、具体的には、学校運営協議会制度のことであり、学校と地域住民が学校運営方針や教育目標について、課題を共有し、協議を行うことで必要に応じて活動することが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みとされております。

市では、学校運営協議会制度はすでに市内全校において活用しておりますし、地域学校協働活動推進員や学校関係者評価委員といった方々や、ボランティアによる学校サポーターも必要に応じて参加していただくことで、地域住民が協力して学校を活性化する取組もしておりますので、いわゆるコミュニティ・スクールの維持・推進はできると考えております。

今後は、学習指導要領にある、「社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力の育成」を目指しながらも、一方では学校や地域の特色に応じて、学校も地域も双方に無理のない活動の在り方について検討を重ねていきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま教育長のほうから、コミュニティ・スクールと学びの共同体につきまして御答弁がありました。確かに学びの共同体ということにつきましては、コミュニティ・スクールイコール子供たちの学び合いを総合した形で共同体、学びの共同体というふうに再度私も一般質問を通告しましてからあちこちの資料を見まして検討しました。そうしたらそのような形で書いておりましたけれども、今ここで説明しましたように試行錯誤しながら10年かけてしっかりと前教育長が今まで培ってきた、それをどのようにするのかということを知りたいと思います。それでそういう中で再質問をいたします。

コミュニティ・スクールや学びの共同体については、地域の方々丸ごと学び合いについては子

供たちの得手不得手を補完しながら助け合い協力するという学習の仕方を取り入れ推進してきたものと考えております。

ただいまの教育長の御答弁には、学びの共同体は御答弁いただきましたけれども、学び合いについては明確な御答弁がありませんでした。この今、本当に子供たち、急激な今までやってきた、今年度の新入生にとりましては確かに新しい教育ということで何ら抵抗もございませんが、2年生以上の子供たちはせっかく今まで学んできた学びやアクティブラーニングですか、この環境にしっかりとなじんできているわけですから、そういう面で子供たちはいろいろな面で醸成されていき、勉強も人として学びに対しても成果が出てきたものと私は理解しております。

ですから、国立教育政策研究所をはじめ、今までたくさんの学校関係の人、我々等の議員等の職にある者等が、この牛久市にたくさん視察してきたものと考えられます。

そしてまた、学業におきましてもしっかりといい成績を残したというふうに、議会等での答弁で具体的にはちょっと記憶にはございませんが、そのような記憶がございます。

そのような中で教育は、確かに知識の習得ばかりではなく、人間形成にも大きく影響するというふうに私は考えます。現在のように、人間関係においても希薄化が進み、孤独感や孤立化が蔓延し、社会のひずみといたして自殺、虐待、DVなどが日常的にたくさん発生している要因も家庭環境の育ち、または教育にもあるのではないかというふうに考えております。そのように考えますと、この長い人生、先ほども介護のほうで申しましたけれども、100歳以上の方たちがたくさん日本、それだけ人間は100歳、100年も生きるなんて誰も想定しなかった、でも生きていかなきゃならない、そういうときにやはり相談できる人間関係、そういうものは一朝一夕にはその構築は無理であるというふうに考えます。打算のない小学時代、中学時代に自然に培われていくような気がいたします。

私ごとではありますが、昨年の選挙が終わった際、小学、中学時代の同級生が岩手県の奥のほうや、千葉県の奥のほうや、神奈川県、当然福島からでもありますが、11人が集まり祝ってくれました。何十年も音信不通でした同級生がです。これもその時々場面において、しっかりと人間関係が出来上がっていたものであるというふうに私は認識しております。

ですから、黒板に一方的に板書したり、一方的な知識の練習より、これからはAIの時代、人間が人間として必須とされておりますものの見方や考え方、そのような、つまり子供たちの人間形成の教育方針については教育長はどのように考えられるのか。その辺の所見を伺いたと思います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 再質問ありがとうございます。

まず、生徒同士が学び合う姿勢というものにつきましては、学習指導要領の根幹であります、主体的対話的深い学びの中できちんと実施していくような形を取りたいと思います。佐藤 学氏提唱の学びの共同体の中ではなくて、学習指導要領に書かれている中で推進をしていきたいというふうに考えています。

もう一つ、後半の質問にありました、子供の人格形成の教育方針について所見を述べさせてい

たきます。

人格形成という言葉ですが、その土台は3歳までと言われており、やや長期で見ても7歳までが重要と言われております。その点で私が関われる範囲はごく僅かであり、就学前の家庭での教育という部分が大きいかと思えます。そこで、学校教育が担う範囲として、人格形成と少し外れますが、人間性を養う徳育という点での方針を述べさせていただきます。

まず、公教育においては、特定の意見や信条を押しつけたり強制してはならないということが大前提でございます。それは教育長という立場ではなおさらであり、私個人の信条、所見を施策に反映することは公教育の私物化とみなされます。人の考え方や価値観は、まさに多様であってしかるべきであり、反社会的等の言動でない限り、幅広く認められるべきであると考えます。しかし、より望ましい人間性を育むという必要性もございますので、文部科学省が示す方向性に沿って多様な教育活動を行っていくこととなります。

具体例として、子供の徳育に関する懇談会の報告から申し上げますと、子供は一人一人異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差がある。子供は成長するに伴い視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていくが、そのためには発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが必要である。特に、身体感覚を伴う多様な経験を積み重ねていくことが子供の発達には不可欠であり、これらを通して子供の望ましい発達が期待される。

こうした観点を踏まえつつ、現代の子供たちをめぐる社会環境も考慮し、子供の発達やその課題を踏まえた適切な対応と支援を行っていくことが重要であるとされており、その実現のために小学校低学年では、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成や、自然や美しいものに感動する心などの育成。高学年では、自己肯定感の育成や自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養。中学校では、人間としての生き方を踏まえ、自らの課題と正面から向き合い、自己の在り方を志向する、社会の一員として他者と協力し、法や決まりの意義の理解や公德心の自覚といった重視すべき課題が設定されています。

これらを適宜、本市の教育施策に取り組んでいくことが子供の人間性を養う一助になると考えております。

○諸橋太一郎 議長 19番黒木のぶ子議員に申し上げます。

質問内容は簡潔明瞭にお願いします。黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいまの教育長の再度の質問に対しまして、確かに3歳まで、三つ子の魂百までとありますけれども、やはり小学校の時代、中学校の時代というのは、今回もてはやされております大谷翔平さんにつきましても、やはり人との出会い、教育があったから頑張れたという基本の考えの中で、世界に冠たる大谷翔平が育成されていると思うんですね。だからそういう面で、やはり省令どおり、文科省の省令どおり、自分の考えどおりということではないと思えます。その辺につきまして、今、教育長が説明していただいたように、人間性というのはそれぞれ顔が違いうように考え方も違うわけです。よく私たちも人事関係、ここに議員になる前は、雪が解けたら何になるというふうな質問をしたときに、どういうふうに想定しますか。その人の人格とか考え方が分かるよというようなことをよく議論された場合もありますけれども、や

はり人間性豊かに、そうすることによって今のこの沈んだ毎日、いろんな社会の沈みのニュースなどを聞くようなことがないようなことが、ちゃんとした教育の中でできていくのではないかというふうに考えますけれども、やはりその辺につきましては教育長と類似するところがありますので、再度その辺につきまして具体的に、小学校、中学校は教育長が所管する部分ではないと今答弁いただきましたけれども、その辺について再度お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 小学校、中学校は、私の所管でございます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 いや、だから小学校、中学校ではそういう、要するに性格、三つ子の魂百までみたいな、その小さいときの幼児教育が大事だよと、今教育長が最初に答弁されました。だからそのことについて、であるならば小学校、中学校のやっぱりその教育、要するに人格形成的なものは学校の勉強、要するに知識の伝達だけではなく、その辺についてはどう思うのかということを聞いたつもりですが、ちょっとそごがあったみたいなんで再度お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 それでは、繰り返しになるかもしれませんが、もう一度小学校低学年のところと高学年と中学校のところを話をしたいと思います。

小学校低学年では、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成や、自然や美しいものに関する心などの育成をしていく。高学年では、自己肯定感の育成や他者の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養をしていく。中学校では、人間としての生き方を踏まえ、自らの課題と正面から向き合い、自己の在り方を志向する、社会の一員として他者と協力し、法や決まりの意識の理解や公德心の自覚をさせていくといった課題が設定され、それに従って道徳を徳育としてやっていくということでございます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 そのように義務教育の中で、ぜひ川村新教育長に牛久の教育のかじ取りをしていただきたいと思います。

次に、青少年育成牛久市民会議や牛久市子ども会育成連合会など、今までコロナ禍であったことから公的行事の中止や校外活動が不活発となっているとの保護者からの声が寄せられております。今まで牛久市では学校の中での学びだけではなく、体験学習やキャリア教育なども含め、活発に子供たちの育成に対し尽力してきたものと認識しております。

今の子供を取り巻く環境は家庭によって格差があり、たくさん未知の体験ができる子供とできない子供、両極端化となっているように見えます。このことから、青少年育成会議や子ども会など活発化を推進することで、世代を超えた人間の交流の中から学習し会得することができるので、このような子供たちと市民団体の活動が大切ではないかというふうに考えられます。

子供の健全な成長のために、この青少年育成牛久市民会議や、牛久市子ども会育成連合会などについての教育長の見解をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 「青少年育成牛久市民会議」については、各地区の地域の方が中心となり、「うしく・鯉まつり」をはじめ、青少年の健全育成のため様々な事業を展開していただいております。令和5年度は、コロナ禍で中止となっていた「ふれあいキャンプ」や「親子ふれあい教室」も復活し、多くの皆様の御参加をいただいております。しかしながら、議員御指摘のとおり、高齢化による次世代の担い手の確保に苦慮しているのも事実であります。

また、「牛久市子ども会育成連合会」についても、10年前の平成25年度には7割だった加入率が、令和4年度には3割未満となりました。

どちらのケースも大きな要因となっているのは、次世代の活動を担う若い年代層に対して、行政区やPTAを通じて入会や参加協力をお願いしてはおりますが、行事や会議などへの参加が負担になっているのが現状のようです。活動を継続していただくにあたり、役員などの負担を少しでも軽減するべく、コロナ禍の新しい日常の中で、全てをこれまでと同じように行う必要性についても再考すべきと考えております。

一方で、学習指導要領にある「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」には、学校で学ぶ学習だけでなく、幅広い分野での豊富な体験や経験が必要と考えます。多様な年代の集まる広い世界と関わることで、将来生きていくための知恵や技を身につけられたり、またリーダーシップやチームワーク、優しさや思いやりといった人間性が育まれていきます。

牛久の子供たちが学校や保護者だけでなく、地域で伸び伸びと育まれ、学力だけでなく、生きていくために本当に必要なコミュニケーション能力の育成や人間性・人格の形成につながるよう、このような他者との関わりの場を存続していく必要性は認識しているところです。

市では、こういった団体の運営や行事の在り方について、従来のやり方にとらわれることなく、若い年代層の御意見も伺いながら、別の方法を提案していくことも考えております。今後もそれぞれの団体の新たな存続の形に向けて、側面からの支援を継続してまいります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいまの教育長の御答弁に対しましては、この青少年育成会議や子供会につきましては、随分本当に前向きに、その時代に即したやり方というのは模索しながらしっかりとやっていくという発展的というか、そのような答弁をいただきましたので、次に登下校時の安全見守りに若返りを図り、有償ボランティアについての考えはどうだというふうに保護者のほうから伝わっておりますので、こうした中でなぜ教育長の教育方針に通学路についての質問なのかといえば、学校保健安全法の文言に教育委員会が通学路についても所管するとの理由からです。

牛久市内でも通学路で交通量が多いところがあり、その登校時間と通勤時間が重なり、大変危険な通学路となっている道路があります。その道路は、道路整備課によりまして道路が狭いので路面を色分けしていただいたり、路肩に旗を立てて注意を喚起したりというふうに創意工夫をいただいているところなのですが、先ほど申し上げましたように、教育委員会がこの子供たちの通学路に関しましては教育委員会が所管するというので、ぜひその道路の安全性、通学路の安全性につきまして、どのように考えるのかということをぜひぜひお聞きしたいんです。

その危険なところといいますのは、23号線と先ほど申しましたように、6号線を背にしまして、ちょうど進んでまいりますと、その先、ちょうどその23号線とその道路が交差するところでもあります。道路維持課の場合は、本当に相談すればすぐ対応してくださるとの高い評価を得ているのですが、やはり先ほど申しましたように登下校の安全ということに鑑みまして、教育長の考え方を聞きたいと思いますし、そしてこのボランティアについて若返りということを保護者から要望されているということは、やはり交通事故が起きるのはとっさの瞬発力がないと、なかなか交通事故に遭わないように守ってあげるといようなことが無理なので若返り、そしてまた時間的にもそんな一日中ということじゃなくて、登下校のその短い時間だけであるから有償にしてくれれば、やる人も手を挙げてくれるのではないかというふうに保護者から伝えられておりますので、その辺に関しまして教育長の所見を伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 見守りボランティアの若返り策でございますが、現在見守り活動の主体となっておりますのは、行政区、地区社協、PTA等になります。

その他、牛久市ボランティア・市民活動センターに登録されているグループや自発的活動をされている方々かと思います。

あくまでボランティアですし、教育委員会が組織しているものではございませんので、人選については裁量ということになりますので、若い世代への参加の呼びかけをお願いする程度しかないのが現状です。なお、特に新入学の時期などには、保護者の参加を呼びかけ続けていく方針でございます。

有償ボランティアにつきましては、教育委員会でも検討しておりますが、予算の優先順位や有償の線引き等の問題もあり、条例等も必要になりますので、引き続き検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 本当に子供たち、未来のある子供たちの安全な通学路、その確保が大変我々議員のほうにも課せられた課題でありますし、それをやはり今、教育長のほうから御答弁いただきましたけれども、しっかりとその辺につきましては、新入時期を目の前にしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは最後の質問となります、子供の居場所づくりについて質問をいたします。

近頃学校が抱える問題也多岐にわたり複雑化し、不登校や発達障害、生活の困窮などの子供に関する課題は、なかなか解決が困難であり、難しい案件でもあります。しかしこの子供たちをやはり義務教育の中で見放すことができないというのが学校の立場かと考えます。子供たちを優しく見守り、そして子供たち一人一人に適切な教育をしていかなければならないというふうに考えるところであります。

この質問の表題にしました、子供の居場所づくりについてということですが、不登校の子供も、生活困窮している子供も、その子供たちがその場所に行けば、貧乏だからとか、勉強ができないからとか、そのような理由で性格が卑屈にならなくても済み、成績のよい子は親からのプレッシャーのストレスから、できないで不登校になったり、あるいは暴力行為に出たりという

ようなことがありますので、同年代だけではなくいろいろな年代の人たちが、その中でアドバイスをしたり、相談したり、そのような居心地のよい居場所が今まさに叫ばれております。

昔は金八先生みたいな、本当にその子供に寄り添って、その子供の在り方や、その子供の置かれている環境のしっかりとしたアドバイスができましたが、そのような時代も今はなく、ただ単に教育の表面だけのというようなのは、やはりこの時代にはそぐわないのではないかというふうに考えますので、そのような場所が必要という中で、教育長はどのような見解をお持ちなのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 地域のつながりの希薄化や少子化が進んだことにより、子供が地域の大人や異なる年代の子供同士との関わりの中で育つことが困難になってきています。加えて、育児放棄や児童虐待、ヤングケアラーの問題など、昔とは比べものにならないほど、子供たちを取り巻く環境は厳しさを増している状況にあります。そんな現代において、家庭や学校以外に心の安らげる居場所があることは、子供が心身ともに健康に成長していく上で大変重要であると認識しております。

市教育委員会では、児童クラブや放課後カップパ塾、土曜カップパ塾、中央図書館の取組など、様々なアプローチから、子供たちの居場所を提供してきました。

一方地域では、区民会館を常時開放する「たまり場」の活動により、放課後の子供達が自由に区民会館に立ち寄って友達と遊ぶことができたり、三世代参加によるラジオ体操を区民会館で実施してくれている行政区もあります。

こども家庭庁の「こどもの居場所づくりに関する指針」によれば、居場所と感ずるかどうかは、子供本人が決めることであり、子供の主体性を大切にしながら、子供の声を聴き、子供の視点に立ち、子供とともにつくる居場所づくりが今後求められるとうたわれています。

これからは、単なる場所の提供としての居場所づくりだけでなく、人とのつながりや体験を共有したり、子供たちのライフステージに応じた居場所を、子供たち自身が多様な選択肢の中から自ら選べるようにしてあげることが重要であると考えます。

居場所とは、例えば義務教育の時代には学校であり、高校生から大学生の年代には、趣味や文化など多様な価値観の存在する世界であり、大人になってからは生涯学習の場であるように、社会で生き抜く力や活力、個々の人間性を養うための場所や時間であると考えます。

私たちが、子供たちの多様化した求めに応じて、居場所を増やしたり、つないだり、磨いていくためには、まずは既存の固定観念を捨て、子供や若者の声に耳を傾けながら、行政と地域と学校が連携した横のつながりの強化こそが必要となってくるものと考えます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 るる教育長のほうから教育の基本理念というものをお聞きいたしまして、まだ就任して間もない状況の中で、かなり辛辣なものの言い方をしておりますけれども、やはりこれから教育というものは、本当に今まで大切なものというふうに考えておりますし、また、今後も教育に関しまして協力体制を取っていききたいというふうに考えております。

ただ、最後に学びの共同体、文部科学省もこのアクティブラーニング、児童生徒が自ら能動的に学習する学習法で自分で考えられる子供を育てる。茨城県の教育長も、学び合いは進めていくというふうに考えておられましたので、その辺につきましては柔軟にやはり現場は、先ほど申しましたように、混乱しないように現場の先生たちも、あるいは管理職、子供たちを含めて混乱しないように教育長のほうに要望いたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 先ほど黒木議員のほうから、県の教育長が学び合いを進めていくといった話があったといったことなんですが、私直接、電話して確認しました。恐らく今年の教育関係者が集まる、新春の集いでお話をされたといったことだと思います。それに関して、どうやら黒木先生勘違いされているようで、学び合いを続けると言いますが、学び合いは一つのその教育を指導していく上での手法だといったことで、決してその学び合いを推奨したといったことは一切言っていないというお話をいただきましたので、そこら辺勘違いになさらないようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で19番黒木のぶ子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

午後3時18分休憩

午後3時30分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番小松崎 伸議員。

〔14番小松崎 伸議員登壇〕

○14番 小松崎 伸 議員 無会派の小松崎 伸でございます。

黒木先生の後で大変恐縮ではございますけれども、テンポよく進めてまいりますのでどうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

企業誘致推進についてということでございます。同僚議員が何回か質問をいたしました、同じテーマでございますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、来年度の牛久市組織機構の中で、企業利益推進室が復活するということでございます。そしてまた今回、特定中心市街地事業所開設補助制度の創設など、その前向きな方針に大いに期待をいたしております。

さて、茨城県の状況であります、2017年の圏央道茨城県区間の暫定2車線開通も追い風にいたしまして、茨城県は県外企業立地件数が6年連続全国第1位、2022年の首都圏からの本市本県への本社機能移転、本社機能移転企業数も全国第1位となっております。特に県南地域におきましては、首都圏に隣接する立地特性に加えて、安価で広大な用地や充実した構造インフラなどを背景にいたしました。企業誘致は今後も優位に展開されることが期待をされております。

一方、企業を取り巻く事業環境は厳しいものとなっており、企業が抱える課題に対処するための政策も求められております。例えば、従業員の移住、定住促進や専門スキルを持った人材のマッチング、生産性向上のための設備への投資促進、自治体による企業連携のためのプラットフォームの提供などが考えられるところであります。

さて、質問に入るわけですが、まず、これまでの取組ということでございますけれども、これはいわゆる過去の検証でございます。まず1つ目といたしまして工業団地、そして団地以外を含めました稼働状況。これにつきましては2016年から2020年では、双方合わせて県南地域では約40件が稼働いたしましたが、牛久市の状況について伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

現在、筑波南桂工業団地と筑波南奥原工業団地には、それぞれ、延べ12の企業が工場等を構えております。古くは昭和63年から、最も新しい進出企業は平成29年から操業を開始しました。これまでに企業の入れ替わりはありましたが、現在空き区画はございません。

団地外につきましては、平成29年度と令和2年度に1件ずつ圏央道阿見東インターチェンジ付近に物流センターを設けた企業があるほか、さらに、現在1件が建設中となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 今の件でございますけれども、団地外の企業ですね。これにつきましては、牛久市として接触はあるかどうかをお聞きします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 今現在ありますインターチェンジ付近の物流センターの企業さんについては、市のほうの奨励金の制度のほうを活用していただいておりますので、そういう意味では情報交換というか、交流のほうはございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 分かりました。

続きまして、県との連携ということでございます。

先ほど申し上げましたとおり茨城県ベースでは、全国トップの実績があるわけですが、牛久市のこれまでの茨城県との連携、取組について伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 議員の御質問にもありましたが、令和5年4月の財務局の経済調査レポートによれば、茨城県は過去10年間で、県外からの移転立地件数全国1位を9回記録しております。県知事の強力なリーダーシップのもと、企業誘致が重要施策の一つに掲げられる中、当市も県の立地整備課と協議や情報交換を行っております。特に大規模な企業誘致においては、県との連携が欠かせません。今後も、より良好なパートナーシップ構築に取り

組んでまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 ただいまの県の立地整備課と協議、情報交換等を行っているということでございますから、これはどのぐらいの頻度で行っているのかをお聞きをいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 頻度といいますか、県のほうでも今までも企業立地のほう、様々な検討をされておりまして、いろいろな資料の提出等を求められておりますので、そういったところで協力しながら、協議のほうを進めております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 分かりました。

続きまして、工業団地内企業との情報交換ということでございますけれども、協議会等の形式的な会議ではなく、企業一社一社への丁寧な聞き取り、こういったものが大切になってくるというふうに思っております。よりよい条件の場所へ転出してしまうという企業、そういった場合もあります。常にアンテナを高くしておく必要がございます。こういった意味での情報交換、これまでの対応についてをお聞きをいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 筑波南桂・筑波南奥原工業団地には、それぞれ連絡協議会がございます。年度初めには協議会の幹事会社に御挨拶に伺うほか、総会にも環境経済部長、次長、課長及び担当者がそろって出席しまして、直接お話しする機会を得ております。

また、茨城県圏央道沿線地域産業・交流活性化協議会のフォローアップ事業として、担当者が日程調整を行い、茨城県や県開発公社と一緒に、年に数社を訪問してきました。事業内容や業績についてお話を聞いたり、企業からの要望を伺ったり、イベントや市の事業への協力・協賛をお願いするなど、貴重な情報交換の場となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時中止していた時期もございましたが、今後も直接対話する機会を設けて、コミュニケーションを絶やさないよう心がけてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続いて検証でございますけれども、池辺元市長の時代から牛久市の組織の中で企業誘致という部門が、いわゆるなくなりました。そういった流れの中で、今回沼田市長が復活ということで英断をされましたけれども、これまでの縮小、もしくはその部分がなくなってしまったということについての経緯、縮小された理由についてお聞きをいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 小松崎議員の質問にお答えいたします。

当市の企業誘致の取組における、これまでの組織体制についてですが、平成19年1月、工業

団地を中心に積極的な事業所・工場等の誘致を図るため、商工観光課に企業誘致担当職員を1名配置、同年4月に3名体制で企業誘致課としてスタートし、平成24年3月に組織改編により、課は廃止し、商工観光課がその業務を引き継ぎました。

当時のこの組織改編は、企業誘致施策の縮小ではなく、組織のスリム化を図ることで機動性を高め、商工振興施策との連携をより向上させる理由により行われました。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、今後の推進策ということでございます。

他地域との差別化を図る具体策ということでございますけれども、西暦の2018年から2020年の茨城県の立地企業件数ですね。これはいわゆる県西地区、西ですね。県西地区がトップで152件、県南地域は70件で2番ということでありました。

そして近隣の市町村との差別化を図るための具体策についてお聞きをいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 こちらも先ほど議員からもありましたけれども、先ほど述べました財務局の経済調査レポートによれば、茨城県に工場立地が多い理由として、大消費地である東京圏に近接していること、北関東で唯一港湾や空港があり高速道路網も充実していることに加え、平坦な土地、地価の安さが挙げられております。

御指摘の通り、当市は地盤も強固で災害も少なく、東京から50キロメートル圏内とアクセスのよさもさることながら、多くの研究機関を擁し、科学技術の最先端をいくまちであるつくば市に隣接しております。この地の利を生かし、つくば市だけでなく近隣自治体との人脈やネットワークを広げて、共存共栄の道を模索することも、他地域との差別化につながり、今後の当市の発展に寄与する一つの手段であると考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 引き続き、同じ内容になってしまいますけれども、既に牛久市に進出している企業ですね。この企業に対するフォロー体制の強化ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、きめ細やかな対応を一社一社きちんと対応をしないと、企業は条件のいいほかの地域へ移転をしてしまうというふうな状況でございますので、このフォロー体制を常日頃のキャッチボールでございますけれども、これを大切にするというふうな意味から、この体制強化についてお聞きをいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 先ほど述べましたフォローアップ事業は、圏央道沿線の自治体等で構成される協議会の事業なので、市として実施しているフォローアップ関連の事業はございません。

しかしながら、工業団地の連絡協議会などで連絡を取り合う機会がございまして、特に幹事会社とは良好な関係が築かれます。そのため、台風などの災害時の安否確認はもちろん、倒木や沿道の樹木が生い茂って視界が悪くなっている等の相談があります。先日も工場に隣接する市有地

の樹木が倒れそうで危険なので伐採してほしいとの要望が寄せられたので、早速現地を確認し、来年度予算に計上したところです。

市といたしましては、進出企業には、この地域に根を下ろし、できるだけ理想的な環境で操業を継続していただきたいと考えております。そのためには、日頃のコミュニケーションが欠かせません。いわゆるウィン・ウィンの関係を、今後も構築してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、エスカード内への店舗誘致戦略ということでございますけれども、今般、新しい制度が具体的に創設されるというふうなこともございますので、今までは多くの市民の方々がエスカード牛久ビルの現状を知らない中、これまでどのように誘致業務を行ってきたか、こういったことを市民が分からなかった。そしてどのような店舗が入ったかということも、改めてお伺いをいたします。

そして、今後の展開についてもお聞きをいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 エスカード牛久ビルへの店舗誘致につきましては、1フロアがおよそ3,000平方メートルと広大であることから、店舗面積を広く使用する大型店、または複数の店舗を同時に誘致しなければならず、平成31年度より、誘致を専門とした民間のリーシング企業へ委託を行い、日用品等の物販店や、書店、飲食事業者等へのアプローチは当然のことながら、時間消費型のサービスを提供する屋内遊技場や、事業所、サテライトオフィス等の事務所としての利用など、業種・業態等に制限を設けず、あらゆる業種を対象として、広く誘致活動を行っているところであります。

令和2年5月には、2階フロアをリニューアルオープンし、同年10月には、アジアンレストランの「フードゾーン」が、令和4年5月には、ナショナルチェーンである100円ショップの「ダイソー」と、総合衣料品店の「パシオス」が出店しており、特に、「ダイソー」、「パシオス」の出店以降では、これまでのエスカード牛久ビルでは見られなかった、高校生等をはじめとした若年層の来客が多く見られるようになるなど、同ビルの他の出店者からも、「人の流れが変わった」とのお声をいただいているところであります。

しかしながら、消費動向が駅前型から郊外型へと移行している社会的傾向や、地域的な特徴等から、誘致に当たっては依然として厳しい状況を強いられているのが実情であり、現在も、同ビルの3階・4階フロアは空き床の状態が続いております。

また、一定規模の雇用の創出が見込める事務系事業所の誘致についても、より一層の強化を図るべく、令和6年度より、「牛久市特定中心市街地事業所開設等補助金制度」を創設いたします。

誘致活動は一朝一夕に進むものではございませんが、引き続き、民間企業を活用した誘致活動を行うとともに、新たに創設した補助制度も活用しながら、粘り強く取組を進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 ただいまの答弁の中で、店舗誘致につきましてですが、ワンフロアが3,000平米ですか、と広大であるということで、店舗面積を広く使用する大型店、または複数の店舗を同時に誘致しなければならないというふうなことでございましたけれども、この点もう少し詳しくお答えいただければというふうに思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 これまでの複数のリーシング企業や、実際にエスカード牛久ビルを確認に来られた事業者の方からお話を伺う中で、約3,000平米というフロアの広さから考えれば、一昔前であれば電器店、家具店といった大型の事業者が出店しやすい条件ではあったというお話はいただいたんですが、現状では、いずれの業種もインターネット販売を拡大しており、近年の状況から考えますと駅前商業ビルへの電器店、家具店の出店は難しくなったという意見を複数いただいております。

ワンフロア全体を使用して営業していただける業者がいない可能性が低いということになりますと、残る方法としては3,000平方メートルという面積を分割して、複数の店舗を呼び込まなければならないこととなります。特に広い区画を改めて複数業者でオープンするというような場合には、どの業者も同時に出店する。例えば、2階の100円ショップと、総合衣料品店のようにワンフロア同時に埋めるという複数の業者の存在がなければ、前向きな出店の検討はなされないというのが現状だというふうなお話を伺っているということから、先ほどの答弁となったという次第です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 それでは最後の質問です。情報収集戦略ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、常日頃のキャッチボールが重要だよということが基本でございますけれども、例えば金融機関等、情報量があるところですね。そういったところへの常日頃の接触を持って、情報を持っている、そのほかの企業も含めまして、そういったところとの情報交換、情報収集が極めて大切なので、その具体的な戦略についてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 情報やデータはビジネスに欠かせないリソースとして、最も重要と言われます。

御指摘の通り、企業誘致においても情報収集は欠かせません。先ほど述べた県の立地整備課をはじめ、市内の事業所、商工会はもちろん、情報源はあらゆる場所に存在すると思わなければなりません。関係各所と密に情報交換をしながら信頼関係を築き、貴重な情報を逃さないように常にアンテナを立てておくとともに、入手した情報を利用してアイデアを生み出し、実行するという、いわゆる情報リテラシーを求められる時代が来ていると思われます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 ありがとうございます。

以上で私の質問を終わりといたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で14番小松崎 伸議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は16時05分といたします。

午後3時55分休憩

午後4時05分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番柳井哲也議員から早退の申出がありました。

本日、会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番杉森弘之議員。

〔17番杉森弘之議員登壇〕

○17番 杉森弘之 議員 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。

私の質問は2つです。一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

本年は、医療は第8次医療計画、介護は第9期介護保険事業計画のスタートの年であります。

そこで、今回は牛久市の医療事業と介護事業について質問することにいたしました。よろしくお願いいたします。

第1に、牛久市の医療と介護の現状について質問をいたします。

まず、(1)として、厚生労働省の医療提供体制の現状によれば、日本の2021年の人口1,000人当たり病床数は12.6で、英米独仏の2倍以上とされています。英国の5倍とも言われています。しかし、病床100床当たりの臨床医師数では、日本は20.5人と、英米独仏の逆に半分以下、英国の5分の1である。病床100床当たりの臨床看護職員数では、日本の96.8人というのも、同様に半分以下、米国の5分の1以下。このようになっております。そして平均在院日数、16.4日ということですね。これは、英米独仏の約2倍以上とされています。

つまり、病床は他の先進国より2倍以上多いが、実際に面倒を見てくれる医師と看護師は、世界のそれらの国々の半分以下、そして在院日数は2倍以上長いということになります。

さて、そのような日本の中で、牛久市内の医療機関の施設数と病床数、先ほど申しました病床100床当たりの医師数と看護師の医療法が示す必要数と実際の充足数、そして平均在院日数、また、訪問看護事業所とその看護師の数、これらを2012年と2022年で比較してお示しいただければ幸いです。

牛久の医療体制、そして看護の体制というものがどうなっているのかお示しいただきたいと思っています。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 杉森議員の質問にお答えいたします。

茨城県の2012年から2022年の変化として、病院数は185から174か所、一般診療所は1,745から1,792か所、歯科診療所は1,419から1,401か所、病床数は3

万2, 802床から3万556床となっており、一般診療所以外はやや減少傾向で、平均在院日数も30.7日から26.2日と減少しております。また、訪問看護事業所数は1,177から1,459か所へ、訪問看護師数は484から955人と増加傾向にあります。

厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査」によりますと、茨城県内の医師数は、人口10万人当たり203.6人で、全国平均の269.2人を大きく下回り、全国ワースト2位となっております。看護師においても、令和4年度末時点で、人口10万人当たり850.3人と全国平均の1,049.8人を大きく下回っている状況であり、茨城県全体として医療従事者の確保等、医療体制の整備が課題となっております。

同様に牛久市が属する取手・竜ヶ崎医療圏内での比較を見ると、病院数は19から23か所、診療所は227から264か所、病床数は4,004から4,693床といずれも増加傾向にありました。

牛久市内の状況につきましては、市町村ごとの過去の統計がないため、現状で述べさせていただきますと、令和6年2月20日現在、市内2病院の医師数は、常勤で77人と72人で合計149人、100病床当たり、それぞれ15.8人と23人、看護師数は、常勤で310人と274人で合計584人、100病床当たり、それぞれ63.4人と87.5人となっています。また、2月1日時点の一般病棟での平均在院日数は、それぞれ17日と12日とのことでした。

訪問看護事業所においては、市内6か所に確認したところ、一事業所以外は看護師数が約10年前と比較し、それぞれ四、五名増加しているとのことでした。

今後も引き続き、各医療機関の状況及び市民の現状を把握し、需要に見合った医療体制の構築に向け、必要に応じて茨城県に要望等を行い、対処してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 帝国データバンクによると、2023年の医療機関の倒産は41件、2年連続で40件を超えています。2024年の医療機関の倒産は、引き続き高水準で推移することが予想される。特に診療所は、経営者の高齢化や健康問題を理由に、事業継続を断念する施設が増加する中で、過剰債務などを理由として廃業ではなく法的整理を選択するケースが増える可能性があるとも言われています。これらの件数は、負債1,000万円以上の法的整理によるものだけで、実際にはもっと多いわけでありです。市内の医療機関の経営状態をどのように把握しているのか。医療機関からの支援要望の有無も含めて質問します。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 市内にある2つの総合病院には、それぞれ特別交付税の対象となる公的病院等運営費補助金及び私的二次救急医療機関運営費補助金が毎年交付されております。これら補助金では、その実績報告に係る必要書類として財務書類が提出されていることから、総合病院の財政状態を把握することは可能です。しかし、その他の医療機関の経営状態につきましては把握しておりません。

また、医療機関からの支援要望につきましては、医療機関との会合などで時々話が出ることはあるものの、正式な要望書としては、直近では令和4年7月1日付、茨城県保険医協会会長から

牛久市長宛て、食材料費の値上げや電気代等の光熱費の高騰に対して、医療機関への支援をお願いしますとの要望がございました。なお、この要望に対する牛久市から医療機関への支援といたしましては、300床以上の病床を有する医療機関には一律200万円。20床未満の病床を有する医療機関には一律25万円。病床を有しない医療機関には一律10万円の臨時補助金を、昨年度と今年度の2回にわたり既に交付しており、現在3回目の交付を行うところでございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、(2)として、2023年の医療介護総合確保促進法に基づく茨城県計画によれば、本県の介護職員数は2023年には需要数約4.7万人に対し、供給数4.3万人となり、約4,000人の需給ギャップが生じ、2025年には約6,000人の需給ギャップになるとしています。牛久市内の介護保険施設3種類、すなわち特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設と介護医療院の施設数と収容定数、稼働率、さらに訪問介護の事業所数、介護職員の必要数と充足数の同じく2012年と2022年の変化をお示しいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず、牛久市内の2012年4月時点での数字ですが、特別養護老人ホームが3か所で定数218名、介護老人保健施設が3か所で定数229名、介護療養型医療施設はございませんで、訪問介護事業所につきましては、数字が残っておりませんでした。

次に、2022年4月時点での数字ですが、特別養護老人ホームが7か所で定数487名、介護老人保健施設が3か所で定数229名、介護療養型医療施設はございませんで、訪問介護事業所が15か所となっております。

なお、御質問のうち、稼働率、介護職員の必要数及び充足数は把握してございません。

この10年間の変化ですが、特養の施設数及び定数が大幅に増えておりまして、そのうち1か所・29名分は地域密着型になっていること、老健や介護療養型医療施設には変化がないことが挙げられます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 東京商工リサーチによれば、介護事業者の休廃業、解散は2023年に510件で過去最多となった。倒産が122件、ヘルパー不足や高齢化、燃料費の高騰などが影響したといえます。厚労省は4月1日から訪問介護の基本報酬を引き下げるとのことですが、身体介護、生活援助、通院乗降介助も対象としており、今でさえ、全産業平均より年収100万円も低い介護職員や要介護者にとってはまさに泣き面に蜂で、在宅介護の終わりの始まりとの声も上がっています。

牛久市内での介護事業者の経営状況はどのようなものか、また、同じく支援要望の有無を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 経営状態、経営状況を直接に把握する仕組みはご

ざいませんで、承知していないというのが正直なところでございます。

なお、経営状況とは異なりますが、人材難で訪問介護サービスを実施できなくなった事業所があるということにつきましては、以前一般質問でも御答弁申し上げましたとおりでございます。

支援要望につきましては、業界団体統一の要望書によりまして、物価高騰対策を求められたことがございます。実際に昨年５月のことでございますけれども、それを受けまして昨年度に続き今年度も昨年の夏、今年の冬におきまして、事業の種類や規模に応じた定額の補助金を交付しているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 次に、（３）ですが、厚生労働委員会調査室の医療提供の体制及び介護保険制度改革の概要と論点によれば、高齢化が進み、特に７５歳以上高齢者は、いわゆる団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年には２，１７９万人で、全人口に占める割合は１８％となり、２０５５年には２５％を超える見込みである。２０４０年頃には６５歳以上の人口がピークを迎える。高齢化の進行とともに、国民医療費は近年、対前年度比約３％増、約１兆円ずつの伸びで推移し、２０２５年の医療給付費は５４兆円に達すると推計されている。特に医療費の多くは高齢時に費やされる。例えば、２０２１年度の人口１人当たり国民医療費は３５万８，０００円ですが、６５歳以上ではこれが７５万４，０００円となる。介護保険総費用も２０００年度の介護保険制度創設当初は３兆６，０００万円程度であったものが、２０２５年には１９兆８，０００億円に達すると推計されています。特に、年齢の上昇とともに認定率も上昇し、６５から６９歳では３％ですが、７５から７９歳では１４％、８５歳から８９歳では５０％、９５歳以上では８４％に及ぶとしています。高齢化の進行とともに、医療費、介護費が共に急速に増大していることが分かります。その中で、市民一人一人の経済負担が増え、そして市の財政負担が増えています。

そこで、牛久市における医療と介護の保険料率、給付費、施設・居宅・地域密着型の介護サービスの給付費、市の医療・介護費負担額の２０１２年と２０２２年の対比をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 医療に関する部分についてお答えいたします。

２０１２年度の国民健康保険の保険税率は、所得に対して課税される所得割が８．０７％、牛久市固定資産税額に対して課税される資産割が３２．０％、一人当たりで課税される均等割が３１，０００円、一世帯当たりで課税される平等割が２２，０００円でした。２０２２年度の国民健康保険税は、所得割９．４２％、均等割４１，８００円ですが、課税方式が４方式から２方式に変更となったため、税率を単純に比較することはできません。

また、国民健康保険の保険給付費は、２０１２年度が５３億３，３４６万６，４６８円、２０２２年度が５２億７，３０９万５，５６７円で、約６，０３７万円、１．１３％の減となっており、市の負担額を表す一般会計繰入金は、２０１２年度が５億８，９５９万２７９円、２０２２年度が３億８，２２２万３４１円で、約２億７３７万円、３５．１７％の減となっております。この減少傾向は、後期高齢者医療保険や社会保険への移行によって、国保の被保険者が減少して

いる影響と考えられます。

次に、後期高齢者医療保険における保険料率は、２０１２年度は、所得割８．０％、均等割が３万９，５００円でしたが、２０２２年度は、所得割８．５％、均等割４万６，０００円となり、所得割で６．２５％、均等割で１６．４６％の増となっております。

また、後期高齢者医療保険の保険給付費は、２０１２年度が４億８，６４８万４，３０８円、２０２２年度が８億３，２１０万２３８円で、約３億４，５６２万円、７１．０４％の増となっており、市の負担額を表す一般会計繰入金は、２０１２年度が５億９，５６１万２，６８２円、２０２２年度が１０億４，２２８万２，３１７円で、約４億４，６６７万円、７４．９９％の増となっております。この大幅な増加傾向は、７５歳以上人口の急増による影響と考えられます。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 続きまして、私からは、介護についてお答え申し上げます。

まず、介護保険料ですが、２０１２年の基準額は年額５万２，８００円であり、第１段階は２万６，４００円、当時の最高段階である第８段階は９万２，４００円でした。続きまして、２０２２年の基準額は年額６万円であり、第１段階は１万８，０００円、最高段階である第９段階は１０万５，０００円でした。なお、第１段階が２０１２年よりも安くなっているのは、国の政策として別の財源を充てて負担軽減を図っているためです。

次に、給付ですが、決算書に基づきお答え申し上げます。２０１２年度の保険給付費は約３３億２，７００万円、そのうち施設介護が約１０億８，９００万円、居宅介護が約１２億円、地域密着型介護が約５億１，８００万円、介護予防が約１億２，４００万円、地域密着型介護予防が約４５０万円となっています。

続きまして、２０２２年度の保険給付費は約５１億９，５００万円、そのうち施設介護が約１７億５，２００万円、居宅介護が約１９億４，１００万円、地域密着型介護が約８億３，３００万円、介護予防が約７，３００万円、地域密着型介護予防が約１，０００万円となっています。

最後に、これらの給付や事務などに対する市の負担額ですが、２０１２年度の一般会計繰入金は約５億４，８００万円、２０２２年度の一般会計繰入金は約９億４，７００万円となっています。

やや時点は異なりますが、２０１１年１０月の高齢者人口が１万６，８３７人、認定者数が１，８９７人であるのに対して、２０２２年１０月の高齢者人口が２万５，２１７人、認定者数が３，３７６人と、それぞれ約１．５倍、約１．８倍となっており、それらが給付費等の増加の要因であると考えられます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 医療、介護に関わる市民の負担、そして市の負担が重くのしかかってきていることが分かります。高齢化がさらに急速に進む中で、どのように医療と介護のサービスを向上させ、かつ、市民の負担と牛久市の財政負担を抑制していくのか、これらが大きく問われるものではないかと考えます。

そこで、第2番目の質問として、医療介護のサービス向上と費用抑制の問題に移ります。

まず、(1)として、2024年度から第8次医療計画がスタートします。その検討会では、5疾病と5事業及び在宅医療に係る圏域については、二次医療圏、すなわち救急医療を含む一般的な入院治療を完結するように設定した区域で、通常は複数の市区町村で構成する地域医療計画の基本単位であります。この二次医療圏を基礎としつつ、地域の実情に応じた弾力的な設定が可能としています。この牛久市では、現在、この問題ではどのような状況なのか。地域医療計画の基本単位は正常に機能しているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 茨城県では、県民が安心して医療を受けられる保健医療体制の整備を目指し、医師をはじめとする医療従事者の確保や医療機関の役割分担・連携強化に取り組むため、茨城県保健医療計画を策定して目標値を設定し、評価を行っております。第7次保健医療計画期間は、今年度末までとなっているため、2024年度から2029年度までの6年間を新たな計画期間とする第8次茨城県保健医療計画が、令和6年2月のパブリックコメントを経て、今年度末までに策定される予定です。

第8次医療計画の主なポイントとしては、新興感染症の発生、蔓延時における医療提供体制の確保、医師の確保計画及び外来医療計画の改定、そして二次保健医療圏に関する変更が挙げられます。二次保健医療圏に関しては、現行の医療圏の枠組みを維持する一方で、今後のさらなる人口減少・少子高齢化を見据え、主に高度医療に係る機能の集約化や役割分担の明確化をより強力にするため、県内を県南西、県央と県北、県南東の3つの圏域に区分した「医療提供圏域」を設定することとされております。

牛久市は、二次保健医療圏の取手・竜ヶ崎地域に属しておりますが、この地域は高度急性期医療が少なく、特に心臓に関する医療・リハビリテーション機能が不足している地域であることに加え、茨城県内で最も看護師不足が深刻な地域でもあることから、3つの「医療提供圏域」のうち、県南西圏域と県南東圏域の双方が交わる区域となっております。

このように医療提供圏域を設定することにより、現状の二次保健医療圏では不十分な医療サービス等を補い、地域の実情を踏まえた、より適切な医療連携が図られるものと期待されます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、(2)として、新型コロナウイルスを含む新興感染症対策はどのように進んでいるのか伺います。

第8次医療計画では、新型コロナ発生約1年後の2020年冬の新型コロナ入院患者約1万5,000人、うち重症者数約1,500人の規模に対応することを想定して、病床関係、発熱外来関係、自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への医療の提供関係、後方支援関係、人材派遣関係について、医療措置協定を締結するようですが、現在どのような状況なのか。新興感染症対策は十分なのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 新興感染症とは、ウイルスや細菌等の病原体によ

る、局地的あるいは国際的な感染拡大が公衆衛生上の問題となる感染症とされ、今回の新型コロナウイルス感染症もこの新興感染症に分類されます。

感染症法の改正により、新興感染症の発生・蔓延時に備え、県が医療措置協定を締結した後に指定する「第一種協定指定医療機関」及び「第二種協定指定医療機関」の区分が創設されました。また、県には平時に、新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る、病床、発熱外来、高齢者施設等入所者を含む自宅療養者等に対する医療の提供、後方支援、人材派遣のいずれか一種以上を含む協定を締結することが求められています。こうした新興感染症等における医療を提供する体制の確保について、茨城県では、現在「茨城県感染症予防計画」を2023年度内に改定すべく、準備中です。

感染症予防計画の中では、協定項目にある「病床」を担う医療機関は「第一種協定指定医療機関」とされ、協定項目の「発熱外来」と「高齢者施設等入所者を含む自宅療養者等に対する医療の提供」のいずれか、または両方を担う医療機関は「第二種協定指定医療機関」と規定され、これら協定指定医療機関は、県内に13か所ある従来の感染症指定医療機関に加え、知事の要請に応じて、新興感染症の発生等の公表が行われたときから新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間、締結した医療措置協定に基づき必要な医療を提供する体制を確保することとされています。

具体的な数値目標は、第一種協定指定医療機関における病床確保として、流行初期で279床、流行初期以降で661床。第二種協定指定医療機関における発熱外来として、流行初期で650機関、流行初期以降で800機関。第二種協定指定医療機関における自宅・宿泊療養者・高齢者等福祉施設での療養者等への医療の提供として、流行初期以降で232機関。後方支援に関する協定締結医療機関として、流行初期以降で80機関。人材派遣に関する協定締結医療機関として、流行初期以降で29機関等とされております。

市ではこのような県の計画の情報を見極めながら、必要に応じて市民への情報発信や、市が策定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直し等を随時検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、(3)として、第8次医療計画の地域医療構想によれば、病床数を2015年の125万床から6万床少ない119万床を、2025年の必要量としています。

また、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能別医療では、急性期病床を60万床から20万床減らした40万床を2025年の必要量とし、対照的に回復期病床を13万床から24.5万床を増やした37.5万床を必要量としています。

つまり、病床の総数は若干減らし、その中でも急性期病床を減らして回復期病床を増やすということになります。これらの意味と牛久市の医療体制への影響をどのように考えているのでありましょうか。地域医療介護総合確保基金に位置づけられる病床機能再編支援事業とも関連して、どのような具体的な計画があるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 茨城県は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域特性を踏まえたバランスの取れた医療提供体制の構築に向け、平成28年12月に「茨城県地域医療構想」を策定しています。各医療機関が、年1回、4つの医療機能である高度急性期・急性期・回復期・慢性期ごとの病床数を県に報告し、その数値を基に、県は2025年における医療需要と必要病床数を推計しています。

令和4年度病床機能報告集計結果において、4機能の2025年の必要数と令和4年の実績値を比較すると、茨城県全体では、高度急性期病床が必要数2,179床に対し、実績値が1,583床、急性期病床は必要数7,445床に対し、実績値は1万2,520床、回復期病床は、必要数7,117床に対し、実績値は3,189床、慢性期病床は必要数5,014床に対し、実績値は5,900床となっています。

また、牛久市が属する取手・竜ヶ崎二次医療圏においては、高度急性期病床が必要数307床に対し、実績値が36床、急性期病床は必要数1,278床に対し、実績値は2,117床、回復期病床は、必要数1,242床に対し、実績値は676床、慢性期病床は必要数877床に対し、実績値は752床であり、慢性期病床以外は需要と供給のバランスが取れていない現状となっています。

これらの結果により、第8次医療計画においては、特に乖離の大きい急性期の病床削減と回復期の増床が示される結果となっております。

ここ数年、牛久市においては大きな病床数の増減はなく、需要と供給のバランスに関して、県の計画に対する直接的な影響について申し上げることはできませんが、今後さらに加速する少子高齢化等を踏まえまして、市町村の役割についても引き続き注視してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、(4)として、介護サービスについて伺います。

2021年の牛久市高齢者保健福祉計画、牛久市介護保険事業計画、うしく安心プラン21第8期改訂版によれば、年齢別認定者数を見ると高齢化に伴って増加が目立ち、2020年現在の認定者数は、75歳から84歳が1,146人で、2017年比131人増、85歳以上が1,552人で264人増と、特に85歳以上の認定者数増加が顕著になっています。

要介護度別の認定者数も全ての介護度で増加していますが、2020年現在の認定者数は、要支援1、2が748人で2017年比98人増、要介護1、2が1,259人で127人増、要介護3から5が1,131人で170人増と、特に要介護3から5の増加が顕著になっています。つまり85歳以上、要介護3から5の認定者の増加が顕著であるということです。

ある大手保険会社の統計によれば、高齢者を65歳から74歳、75歳から84歳、85歳以上の3階級に分けて人口と人口増加率を見ると、2045年までは、65から74歳が最多であります。85歳以上は2020年の602万人から、2035年には1,000万人超に急増し、2050年には1,453万人で、3階級で最大になる。85歳以上の顕著な増加が示されているところであります。

そして、市のアンケート調査によれば、力を入れてほしい高齢者福祉施策としては、1人暮らし

し高齢者に対する見守り支援が51.5%で第1位です。見守り支援の体制づくりについて、どのような状態か伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 牛久市高齢者保健福祉計画・牛久市介護保険事業計画・うしく安心プラン21の第9期計画の策定のために実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「これからの高齢者福祉施策で主に力を入れてほしいと思うものはありますか」という質問を設け、回答の選択肢として「1人暮らし高齢者に対する見守り支援」、「介護保険施設の整備改善」、「健康管理」など5つを提示して、複数回答が可能としたところ、「1人暮らし高齢者に対する見守り支援」と答えた方が52.3%で最も多く、「介護保険施設の整備改善」が50.4%で次に多いという結果になりました。

この結果を受けて、第9期計画では「1人暮らし高齢者に対する見守り支援」として、独り暮らし高齢者の把握と見守り活動の推進を継続して行うこととし、民生委員・児童委員を核とした隣近所の助け合いや、地区社会福祉協議会活動の支援を行うこととしております。

また、在宅医療の体制整備といたしましては、茨城県第8次保健医療計画に位置づけられる予定の、牛久市における「在宅医療における積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」とそれぞれ連携し、介護と医療の一体的な提供等に協力していくこととしております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 先ほど述べましたように85歳以上の認定者の増加、要介護3から5の増加が顕著になっていることからすると、見守り支援というところでは終末医療における急変時あるいはみとりの対策が切実な課題になるかと思われますが、それらの在宅医療の体制整備状況と計画について伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 先ほどのお答えでも末尾に申し上げましたところを繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、茨城県第8次保健医療計画が4月からスタートすると思います。そこへ位置づけられる予定の、牛久市における在宅医療における積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点とそれぞれ連携して整備を進めてまいりたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、(5)として、同じアンケート調査によると、力を入れてほしい高齢者福祉施策の第2位が、介護保険施設の整備改善であります。

これについて質問します。

昨年の9月定例会の答弁では、65歳以上の高齢者の年収とありますが、所得の誤りです。所得100万円未満が高齢者の6割以上であることが明らかにされました。国民年金の受給額は満額でも月6万円台、平均受給額は月5万円台です。厚生年金でも月14万円台が平均です。そのため、65歳から69歳の就業率は、2021年に50.3%と過半数に達しました。65歳を

過ぎても働かなければ生きられない状況であります。

厚労省は、持家あるいは賃貸などの一般住宅のほかに、家屋や家族の状況等の理由で、一般住宅での生活が難しい高齢者に対しては、高齢者向け住まいとして特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム等を確保するとしています。が高齢者の先ほどの収入状況で入れる施設を探すことは簡単ではありません。

当市の特別養護老人ホーム待機者は、2023年4月1日現在で96名であり、前年の確定値に比べ21人の増となっているとのことですが、特養待機者の対策の進展状況と課題をお聞きいたします。

次がまだ続いておりました。他方で、当市にある特別養護老人ホームの施設数と定員数、実際に入っている入所者数、そして入所者のうち、牛久市民は何人で入所者の何%を占めているのか。逆に、牛久市民で市外の特養に入っている人はどれぐらいおられるのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 先ほどのアンケートの同じ設問では、「介護保険施設の整備改善」が50.4%で、2番目に多い結果になりました。

まず、令和5年第3回定例会の杉森議員の特養待機者数の御質問に対してまして、令和5年4月1日現在、県の調査で96人ということをお答え申し上げております。その後、内訳を精査いたしましたところ、要介護3以上の在宅の方は20人ということが分かっており、残りの70名以上の方は、要介護2以下だったり、入院中だったり、中には既に他の特養に入所中だったり、真に差し迫った待機者ではないことが分かっております。

そのような中、「介護保険施設の整備改善」が求められる状況を受けまして、第9期計画では、特養に併設されるショートステイから特養本体へ転換する形で特養の定数を少し増やす方向としており、今後、県との調整を行うこととなります。なお、市内特養入所者の市内・市外の内訳は、把握する仕組みがなく、お答えすることができません。

課題ですが、国が掲げる「地域包括ケアシステム」という考え方、特養の待機者の存在、施設が増えた場合の介護保険料の上昇など、一つ一つの事象を総合的にどう関連付けて整理するかに加え、市内での施設整備が必ずしも市内待機者の減少に直結するわけではないことなども挙げられると思われます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 70人以上は真に差し迫ってはいないとのことですが、真に差し迫っているかどうかは何を基準にするかが重要ではないかと思います。

先ほど述べたとおり、85歳以上の認定者の増加、特養入所要件である要介護3から5の増加が顕著になっていること。そして、高齢者の低収入状況の中で、特養待機者がさらに増加するであろうと考えますがいかがでしょうか。2030年には、死亡場所別死亡者数の推計で、医療機関でも介護施設でも自宅でもなくその他、つまり死ぬ場所がない方が47万人、28%になるという厚労省の推計もあります。

一方で、特養だけをいわずに増やせばよいというものではありません。２０２３年の医療介護総合確保促進法に基づく茨城県計画によっても、地域密着型サービスに重点を置いた介護施設等の整備の促進が必要としています。地域密着型サービスとは、高齢者が中・重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型で、サービスの種類は１２種類、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護等のほか、地域密着型介護老人福祉施設、これはすなわち、市内の居住者のみを条件とする地域密着型の小規模特養のことです。地域密着型サービスに重点を置いた介護施設等の整備について、牛久市の状況を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 先ほどもお答え申し上げましたけれども、令和３年５月に地域密着型の特養１か所２９名分が新たに開業しているというのがまず状況として挙げられます。

再質問の内容でございますけれども、バランスがとても大事になってくるかなというふうに思っております。地域密着型だけでなく、一方で広域型だけでもなく、市民の側から見れば、市から見れば、地域密着型というものはまさに市内の居住者のみを条件とするということで喜ばしいといえますか、歓迎すべき施設なんだろうとは思いますが、一方で事業者側、経営者側からすれば、広く全国に入所者を募ることができないというような言わばリスクもございます、そのバランスを見て整備していくことが重要かなというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 次に、（６）として、第８次医療計画の検討グループの中での、在宅医療及び医療介護連携についての資料によると、訪問診療の件数は近年増加傾向にあり、１か月のレセプト件数は８１万９、０００件と、１０年前から倍増している。年齢とともに訪問診療の受療率は増加し、特に８５歳以上で顕著となる。訪問診療、訪問看護の体制整備の考え方として、医療機関間及び事業所間の連携やＩＣＴ化等による対応力強化を進めるとともに、地域の医療資源に応じた取組を進めていくとされています。これらは医療、介護のサービス向上と費用抑制の観点からも重要なことではないでしょうか。

鹿児島県徳之島では、病院と自治体が連携し、遠隔医療支援プラットフォームを活用したモデルを構築する取組が行われ、看護師が患者宅を訪問し、取得した患者のバイタルデータを用いながら医師がオンラインで診察記録をしています。訪問看護ステーションの大規模化により、経営が安定し、スタッフの育成に力を入れ、休み方改革にチャレンジしている事例等も紹介されていますが、他方で、十分な人数の看護師や保健師など確保することが難しく、Ｍ＆Ａや売却も増えているとも聞きます。牛久市内における訪問診療、訪問看護の現状を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 国民健康保険における２０２２年度の訪問診療は、件数が７７７件、費用が４、８５９万４、３９０円で、前年度の７５４件、４、６４３万７、７６０円と比較して、件数で３．０５％、費用で４．６４％の増となっております。

また、後期高齢者医療保険における２０２２年度の訪問診療につきましては、件数が７２９件、費用が７，２３０万１，３１０円で、前年度の５６２件、５，１５７万４，３６０円と比較して、件数で２９．７２％、費用で４０．１９％の増となっております。

なお、市立病院を持たない牛久市においては、訪問看護に関する整備計画等は特にございせん。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 次に、（７）として、在宅医療において積極的役割を担う医療機関に関して、在宅医療の体制構築に係る指針において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④みとりの在宅医療の４つの機能の整備に向け、在宅医療において積極的役割を担う医療機関を医療計画に位置づけることが望ましいとされています。

長崎市では、長崎在宅ドクターネットが連携窓口となり、在宅療養を希望する方に在宅主治医を紹介し、在宅療養をサポートする医師ネットワークで患者が安心して在宅療養を行えるよう、複数医師の連携により、在宅訪問診療や往診の２４時間対応を実現しているようですが、牛久市の在宅医療において積極的役割を担う医療機関の進展状況を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 現在、茨城県において、第８次保健医療計画が策定作業中でございます。その策定に当たってのポイントの一つに「在宅医療の体制整備を進めること」があり、その一つとして、御質問にあった４つの機能を担う「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を計画に位置づけることとされております。

この「医療機関」を市として推薦するよう茨城県から求められ、「在宅療養支援病院」や「在宅療養支援診療所」と呼ばれる医療機関が推薦候補案として示されました。

これらを受けまして、牛久市医師会のほか、市内にあります在宅療養支援診療所と打合せを行い、当該在宅療養支援診療所を「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として推薦いたしました。

市といたしましても、当該医療機関や他の市内の医療機関、そして牛久市医師会と緊密な連携を図り、協力してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 最後に（８）ですが、在宅医療の体制構築に係る指針において、在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置づけることが望ましいとして、病院・診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかが、その拠点として望ましいとしています。牛久市での進展状況を聞きます。

新潟県長岡市では、診療のバックアップ体制や夜間輪番制等の在宅医療を担う医師による相互協力や、他職種連携に基づく水平連携と急変時に入院を要する在宅療養患者のための市内１０病院の垂直連携の仕組みを構築しています。

牛久市の２０１９年９月定例会で、私は、ＩＣＴ、ＡＩなどの活用による予防在宅遠隔型の医療介護システムの構築について、国も厚労省だけでなく、経産省、総務省等でも実証事業補助が

活発化しており、茨城県も積極的だと聞いています。

福岡市は特区事業にしようとしているそうですが、牛久市として、国や県との共同事業などについて既に取り組んでいる事業、あるいは予定の事業があれば説明してくださいと質問しました。

それに対し、保健福祉部次長は、2018年度からオンライン診療についても保険適用になっており、総務省主導の下、最新のICT活用による普及促進に向けたモデル地域実証実験が行われ、通信事業者による第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの導入を見据えた実験等も行われています。来年に実用化される5Gは、遠隔型の診断にも飛躍的な効果をもたらし、さらに将来的には人工知能による診断が期待されています。このような、医療、介護に関わる情報通信技術や人工知能の活用は、医師不足の解消や医療費の抑制等の問題解決に期待できると考えていますと答弁しました。

さらに、現在都道府県において、地域における医療及び介護の総合的な確保を目的とした、国と県の財源による地域医療介護総合確保基金が設置されています。基金からは、ICTを活用した医療と介護間の連携を含めた地域医療ネットワークの構築事業について、事業者等の申請により、国と県から補助金が交付されています。ICT関連の共同事業に市が参画する機会があるものと思われますと答弁がありました。

これらのその後の牛久市の進展状況をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 先ほどの「医療機関」と同じように、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を、第8次医療計画に位置づけることとされております。この「拠点」に求められる事項といたしまして、「連携会議の開催」「関係機関との調整」「地域住民への普及啓発」などが挙げられております。

こちらにつきましても、茨城県から市として推薦するよう求められ、「市の在宅医療・介護連携に関する相談窓口業務の委託先」「地域包括支援センター」などが推薦候補案として示されたほか、先ほどの「在宅医療における積極的役割を担う医療機関」と同一でもよいとも示されました。

これらを受けまして、市といたしましては「在宅医療・介護連携に関する相談窓口業務の委託先」を推薦いたしました。

こちらにつきましても、御質問にあった関係機関や牛久市医師会と緊密な連携を図り、市として協力してまいります。

また、2019年9月議会でお答え申し上げた後の進展という御質問かと思いますが、ありていに申しましてその後、特に進展はございません。原因や理由はともかくといたしまして、機運が高まらなかった、あるいは高めることができなかったというように考えております。

今般、第8次医療計画に医療機関ですとか、拠点ですとかが明確に位置づけられることになりましたので、また基金の存在、基金の在り方も承知しておりますので、県の動向も注視しながら関係機関と連携してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 この間、進展がなかったというのは大変残念なことではありますが、今後の医療、介護のサービス向上と費用抑制を進める上で、予防、在宅、遠隔は、ある意味キーワードとなるものと思われます。予防の面で、牛久市では既に様々な工夫創意が凝らされて進んでいるところです。在宅も既に基本路線として進められていますが、在宅を進めるためには医療、介護のサービス向上と費用抑制の面で様々な困難があり、その困難を解決するためには予防のさらなる充実化と遠隔、すなわちDXを進め、最新のICTやAIを活用し、安心できるオンライン診療やバイタルチェックの自動化等を具体的に進めていく必要があると考えます。在宅医療に必要な連携を強化し、予防、在宅、遠隔の医療、介護を発展させ、今後さらに医療介護のサービス向上と費用抑制を推進することを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○諸橋太郎 議長 以上で17番杉森弘之議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後5時07分延会